

第3次藤枝市市民協働指針・

行動計画（案）

令和8年3月



【第3次市民協働指針・行動計画 市長あいさつ文】

藤枝市長 北村正平

少子高齢化の進行や人口減少、物価高騰、デジタル化の波、価値観の多様化など、社会を取り巻く環境はかつてない速さで変化し、地域が抱える課題も多岐にわたっています。このように社会全体が大きな転換期にある中、時代の変化に対応し、「幸せを実感できるまち」づくりを進めるために最も大切なことは、人の活躍であると考えます。現在、そして将来の藤枝市を担う「人」を市政の中心に据え、人に優しく、人を育み、人に選ばれるまちづくりを進めてまいります。

本市では、平成26年度に「藤枝市新市民協働指針・行動計画」を策定して以来、多様な主体による協働を推進してまいりました。近年、全国各地で発生している自然災害被災地においても地域コミュニティにおける人と人との繋がりや、支え合いの精神などの重要性が注目されています。今回の改定は、これまでの課題を踏まえ、社会環境の変化や地域課題に対応し、協働をさらに深化させるためのものであり、「協働のあり方」や「地域コミュニティ」について、市民の皆さんと行政が共通認識を持つための基本的な考え方を取り組む内容を示しています。

協働の力は、行政だけでは成し得ない地域の発展や安心の実現に不可欠です。市民一人ひとりが「このまちの未来は自分たちの手でつくる」という意識を持ち、それぞれの役割を果たすことで、地域全体の力が大きくなります。市民、団体、企業、教育機関、行政が手を取り合い、互いに支え合いながら、協働で課題を解決していく「創意に満ちた協働のまち」を次の世代へ引き継いでいくことが大切です。

引き続き、市民の皆様のご理解とご協力のもと、協働による幸せなまちづくりを推進してまいります。

結びに、本計画の策定に際しまして、貴重なご意見やご提案をいただきました協働推進懇話会委員の皆様をはじめ、市民アンケート、市民活動団体実態調査やパブリックコメントにご協力いただきました市民及び関係団体の皆様に心から感謝申し上げます。

<目 次>

第1章 はじめに

1 市民協働指針・行動計画の改訂趣旨	1 ページ
2 第3次計画の位置づけ	1 ページ
3 計画期間	1 ページ
4 藤枝版ローカルＳＤＧｓの推進	2 ページ
5 計画策定の組織・体制	2 ページ
6 現状と課題	3 ページ

第2章 市民協働指針

1 基本理念	4 ページ
2 市民協働とは	4 ページ
3 協働の原則（パートナーシップのイメージ）	5 ページ
4 市民協働によって期待される効果	6 ページ
5 市民活動の推進に向けて	7 ページ
6 基本指針	8 ページ

第3章 行動計画

1 計画の概要	10 ページ
2 計画期間	10 ページ
3 事業計画	10 ページ
4 推進体制	14 ページ
5 進行管理（評価）	15 ページ
6 目標値	15 ページ

第4章 資料編

1 基礎資料	16 ページ
2 協働推進懇話会	43 ページ
3 計画策定組織	45 ページ
4 ふじえだ市民活動支援センターの概要	46 ページ

第1章

はじめに

1 協働指針・行動計画の改定趣旨

人口減少や少子高齢化の進行、地域コミュニティの希薄化など、私たちの暮らしを取り巻く環境は大きく変化しています。また、気候変動に伴う災害の多発や将来的に想定される南海トラフ地震などの大規模災害への備えに対応するため、支え合いや見守りを担う地域コミュニティの重要性や誰もが安心して暮らせる協働の地域づくりがありますます求められています。こうした中で、地域の持続可能性を高めていくためには、世代を超えて多様な人々が地域に関わることが不可欠です。特に、これから地域を担う若者が参加できる環境を整えることが重要となってきます。

そこで、今回の改定では、若者を含む多様な主体が自分らしい関わり方で地域に参加できる環境づくりに重点を置きました。デジタルの活用や活動の見える化を通じて、世代や立場を超えた協働の促進を図るとともに、一人ひとりが地域課題を「自分ごと」として捉え、互いの力を持ち寄ることで、持続可能なまちづくりに繋げていく協働指針・行動計画としました。

<経緯>

平成 19 年度～平成 26 年度 市民活動団体と行政の協働を進めるための
基本指針 策定

平成 27 年度～令和元年度 藤枝市新市民協働指針・行動計画 策定

令和 2 年度～令和 7 年度 藤枝市市民協働指針・行動計画 策定

令和 8 年度～令和 12 年度 第 3 次藤枝市市民協働指針・行動計画
(以下第 3 次計画という)

2 第3次計画の位置づけ

第3次計画は、第6次藤枝市総合計画（藤枝市新総合戦略）の基本目標の一つでもある「市民の健康で豊かな暮らしを実現する藤枝づくり」を市民主体のまちづくり、一人ひとりが活躍できるまちづくりといった観点から、市民参加と市民協働をさらに推進していくための方向性や取組事項を示すものです。

3 計画期間

「市民協働指針」は長期的な目標であり、特に期間を定めるものではありませんが、社会情勢の変化などを踏まえ適宜見直しを行います。

また、「行動計画」は、令和8年4月から令和13年3月末までの5年間を

計画期間とし、第6次藤枝市総合計画（藤枝市新総合戦略）などの上位計画との整合性を図るとともに、状況に応じて見直しを行います。

4 藤枝版ローカルSDGsの推進

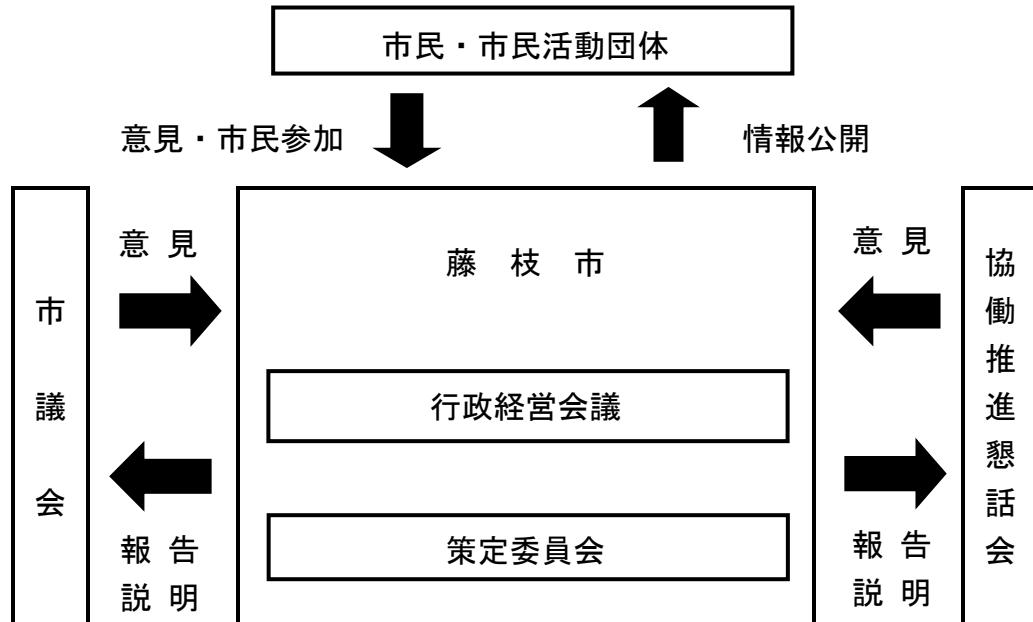
国際社会の共通目標であるSDGsに対する地方自治体としての取組姿勢を示した本市独自の目標「藤枝版ローカルSDGs」に向けた取り組みを、第3次計画と連動して推進します。

【藤枝版ローカルSDGsの17の目標のうち本指針に関連の深いもの】



5 計画策定の組織・体制

計画策定においては、市民アンケートや市民活動団体実態調査、パブリックコメントを実施し、様々な意見や要望などの市民ニーズを踏まえた上で、施策の反映に努めました。



6 現状と課題

(1)市民意識（市民アンケート P17 ページ参照）

令和7年2月に実施した市民アンケートによると、参加経験のある市民活動としては、自治会・町内会や子ども会などの地域コミュニティに関する活動が上位を占めており、地域に密着した活動への参加が一般的になっています。一方、市民活動に参加したことのない理由として、活動を知らないという回答が最も多くなっています。また、市政への参加や市民協働について、半数以上が市民参加の必要性を感じています。これらは前回調査（平成31年4月実施）と同様の傾向を示しています。

(2)市民活動団体（市民活動団体実態調査 P28 ページ参照）

令和7年5月に実施した市民活動団体実態調査によると、前回同様会員の高齢化や新規会員獲得の難しさが課題としてあげられ、行政に対して若い世代の市民活動への参加促進を強く求めると同時に、情報発信力の強化や他団体との連携による自助努力も必要だと捉えています。

(3)市と市民活動団体等との協働事業

【協働事業数】

令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
194件	191件	196件	196件	202件

協働事業数は微増で推移しております。より良い公共サービスの提供のために、今後も多様な主体との連携を進めていきます。

(4)地域コミュニティ活動

現在の地域コミュニティにおいて、人口減少や高齢化の進行、考え方の多様化に伴い、地域活動の担い手が減少傾向にあります。また、ＩＣＴの進展により、活動の効率化や情報共有が進む一方で、高齢者を中心としたデジタルデバイドが顕在化しています。

(5)まとめ

市民からは、地域コミュニティに根ざした活動への参加経験が高い一方で、活動自体を「知らない」ことが未参加の大きな要因になっています。

団体からは、会員の高齢化や担い手不足が課題としてあがっており、若い世代の参加促進や情報発信の強化、他団体との連携の必要性が指摘されています。

今後は、地域コミュニティや団体の担い手不足に対応するために、若年層を含む多様な主体が参加しやすい環境の整備や市民活動団体の情報発信力の強化が重要です。特に、若者の参加を促すために、ＩＣＴを活用した柔軟な参加手段の整備や世代に応じた活動情報の発信に加え、若者が地域課題を「自分ごと」として捉え、主体的に関われるよう意識改革や新し

い関わり方を示す取り組みが求められます。

●市民活動の定義

第3次市民協働指針・行動計画における市民活動とは、市民が自発的かつ主体的に取り組む當利を目的としない公益的な活動をいい、地域課題の解決や生活環境の向上、福祉、文化、環境保全、生きがいづくりなど、地域社会の発展に資する幅広い取り組みを含みます。

第2章

市民協働指針

1 基本理念

藤枝市では、市民参加と市民協働を推進することで、市民自らが地域課題に向き合い、市民活動団体や企業・事業所、教育機関、行政など様々なパートナーシップのもと、協働で課題を解決していく「創意に満ちた協働のまち」を目指しています。

キヤッチフレーズ

わ 輪 起 相 合
き あい あい

～笑顔が絶えない“わきあいあい”的藤枝市～

【解説】

輪起相合(和気藹藹)は、『性別や国籍に関わらず全ての市民が一緒に(輪)、新しい活動をはじめ(起)、行政や様々なパートナーとの同等の関係の中で(相)、共に手を取り合い地域課題に取り組んでいく(合)社会の創造』に向けて、将来にわたり、「市民の皆様の笑顔が絶えない“わきあいあい”的藤枝市」の実現を目指していきます。

2 市民協働とは

(1)市民協働の概念

市民協働とは、行政や市民、市民活動団体、自治会・町内会を含めた地域、企業・事業所、教育機関などが対等かつ自由な立場で、信頼関係のもと、地域社会の課題を共有し、その解決のために、共通の目標に向けて、お互いの特長を活かせるよう果たすべき役割や責任を明確にし、協力して取り組むことです。違いを活かすことで、単独で行うよりも高い効果が得られ、新たな価値を創造することができます。

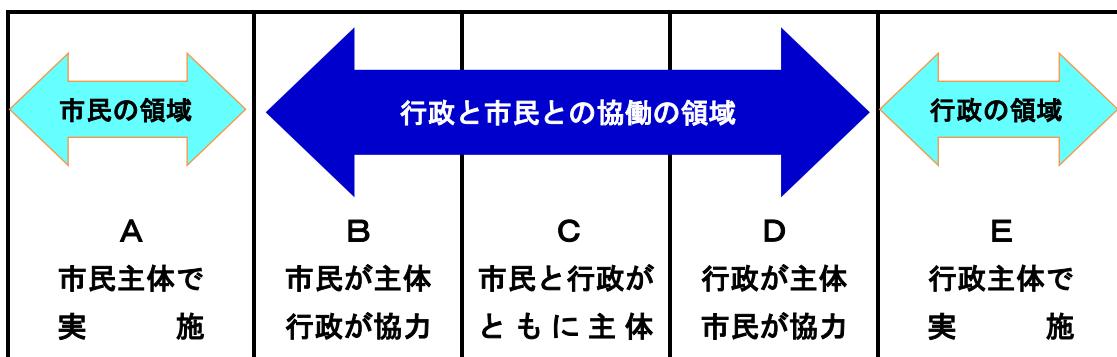
(2)市民協働の重要性

社会情勢の急激な変化とともに、地域課題も多様化・複雑化しており、行政単独では解決できない課題が山積しています。この地域課題に対応し、住みよい魅力あるまちづくりを進めていくためには、市のみならず多くの人や組織がそれぞれの力を発揮し、市民一人ひとりの声が反映できる協働のまちづくりを推進していくことが重要です。

(3) 市民協働の領域

公共サービスを含めた提供を行う領域として、「市民が主体となって行うもの」「行政が主体となって行うもの」「市民と行政が協力して行うもの」があり、そのあり方は時代とともに変化しています。また、「企業・事業所」や「教育機関」を含めた関係団体など、協働形態においてもそれぞれの特性を活かし、スムーズな課題解決に向けた連携の形の模索が必要となっています。

(4) 行政と市民との協働の領域



※本図は、行政と市民活動団体などとの協働の領域を示したものです。

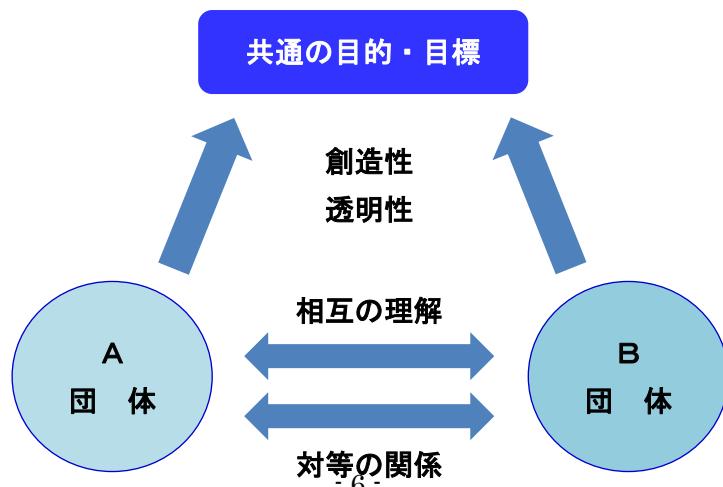
※市民協働の領域はB～Dであり、A及びEは協働する部分がないため、

市民協働の領域外となります。

(5) 市民協働の対象活動

- ・自主的に行う公共性のある活動
- ・営利を目的としない活動
- ・政治及び宗教を目的としない活動
- ・公序良俗に反しない活動

3 協働の原則（パートナーシップのイメージ）



(1) 相互理解の原則

協働事業では、相手の立場やお互いの特性を良く理解し、信頼関係を築く必要があります。

(2) 役割分担の明確化の原則

協働事業では、お互いの特長を活かせるように果たすべき役割や責任を明確に分担する必要があります。

(3) 目的目標共有の原則

協働する主体は、同じ目的と課題解決に向けた同じ目標を設定する必要があります。

(4) 対等の原則

協働する主体は、上下関係や依存関係ではない対等な立場で合意形成し、お互いの能力や資源に見合った役割と責任を果たす必要があります。

(5) 自主性・自立性の尊重の原則

協働事業の実施にあたり、各主体の持つ自主性を損なうことなく、お互いに自立した状態を維持する必要があります。

(6) 情報公開・情報共有の原則

協働事業では、各主体の情報を積極的に公開し、透明性を高め、情報の共有化に努め、事業に参画しやすい環境をつくる必要があります。

(7) 評価の原則

協働事業の主体同士は、お互いをよく理解し合い、効果的な事業の推進に向けて、事業を評価する必要があります。

4 市民協働によって期待される効果

お互いの特性や得意分野を活かすことで、アイデアが豊富になり、より質が高く、きめ細やかなサービスを提供でき事業が円滑に進みやすくなります。また、ネットワークが広がることで幅広い事業展開が可能となります。

(1) 市民にとっての効果

協働によって、公共サービスの向上と公共サービスの選択肢が増え、市民主体のまちづくりが期待できます。地域課題を主体的に解決することで、自治意識が高まり、地域力が向上します。加えて、公益的な活動へ参加す

る機会が増加する効果があります。

(2) 自治会・町内会、市民活動団体にとっての効果

協働により、自治会・町内会は、地域コミュニティの核として多様な主体と連携することで地域活動の活性化につながります。市民活動団体においても、活動機会が増えて組織が活発化し、活動実績や信頼度の向上につながる効果があります。

(3) 企業や事業所、教育機関などにとっての効果

協働によって、企業や事業所、教育機関などは、社会貢献・地域貢献としての活動機会が増えるとともに、地域における信頼度が高まり、企業や事業所、教育機関などへの理解や評価が高まる効果があります。

(4) 行政にとっての効果

市民ニーズに合ったきめ細やかな公共サービスを効果的・効率的に提供し、市民の意見などを反映した施策などの立案や事業が実施でき、市民主体のまちづくりや地域の発展につながる効果があります。

5 市民活動の推進に向けて

(1) 市民活動支援センターの活用

市民活動を活性化していくためには、活動に関する情報を広く共有し、団体同士がつながりやすい環境を整えることが重要です。そのため、「市民活動支援センター」がイベント情報や助成金情報などを積極的に発信・提供するとともに、団体間の交流を促進し、市民活動の拠点施設としての認知度を高めていく必要があります。

(2) 既存市民活動団体の存続

地域課題解決を担う既存の市民活動団体が安定して活動を継続するためには、人材の確保、団体の情報発信力の強化及び自主財源の確保などが重要になります。

(3) 新たな活動や市民活動団体の立ち上げ

社会の変化に伴い生じる新たな地域課題に対応するためには、新たな活動や市民活動団体の立ち上げが必要です。様々な活動の情報提供や誰もが参加できるイベントなどの開催のほか、既存の市民活動団体や新たに市民活動を始めようとしている市民への情報提供などの支援が必要となります。

(4) 地域コミュニティの維持・促進

地域コミュニティを維持・活性化するためには、地域ならではの課題を適確に把握し、地域の実情に合った方法で解決していくことが求められます。そのためには、多様な主体との連携を進め、地域のつながりを保ち育てることが大切です。近年は、NPO法人や一般社団法人に加え、労働者協同組合など協働の相手先の幅も広がっています。今後は、こうした団体との連携を視野に入れ、地域コミュニティの持続と活性化に向けた協働の取り組みをさらに進めていく必要があります。

6 基本指針

(1) 協働意識の醸成を進めよう

複雑化する社会課題に対応するためには、行政だけでなく、市民や市民活動団体、企業、学校など多様な主体が協力し合う「協働」の意識がこれまで以上に重要です。

また、市民一人ひとりが「自分ごと」として、自らの意見を述べ行動に移すことのできる環境が必要です。

- ①市民協働の啓発を推進します
- ②行政の意識改革に向けて取り組みます
- ③市民の意見を聞く機会を拡大します
- ④市民の活動機会の拡大に取り組みます

(2) 市民が活動しやすい環境整備を目指そう

地域課題の解決や地域のつながりづくりの活動が、継続・発展していくためには、人材、財源、拠点の安定的な確保など、市民活動環境の充実を図ることが重要です。

- ①市民活動の財源確保の支援に取り組みます
- ②人材の発掘・育成に取り組みます

(3) 市民活動の支援体制を充実させよう

市民活動団体が活動していく中で、運営強化や活動方法への助言、連携パートナー選びなど、個別では対応が難しい課題が生じるため、市民活動の支援体制を強化し、活動基盤の充実を図ります。

- ①市民活動支援センターの充実・強化を図ります
- ②効果的な情報の発信・共有を進めます
- ③市民活動団体の活動基盤の強化に取り組みます

④市民活動団体同士の連携を進めます

(4) 様々な主体が連携できる環境整備を進めよう

地域課題が複雑化・多様化する中で、市民活動の活性化には、市民だけでなく、企業や事業所、教育機関など多様な主体が対等なパートナーとして協働する環境づくりが重要です。

- ①市民活動団体との連携の拡大を図ります
- ②企業や事業所との連携の拡大を図ります
- ③教育機関との連携の拡大を図ります

(5) 地域課題の解決に向けた連携体制を強化しよう

地域の特性を活かしながら、既存の市民活動団体だけでなく、新たな担い手の創出や、地域コミュニティと連携した柔軟な協働体制を構築し、多様な課題解決につなげていきます。

- ①地域課題のための新たな市民活動団体の創出を支援します
- ②地域コミュニティと市民活動団体との連携の仕組みづくりを進めます

(6) 若者や女性、高齢者の活躍を支援しよう

地域社会を持続可能にしていくためには、あらゆる世代が役割を持ち、活躍できる環境づくりが必要です。世代を超えたつながりと相互理解を育む地域社会の実現を目指します。

- ①若者が地域に関心を持ち、主体的に参加できる場や仕組みづくりを進めます
- ②女性が活き活きと輝き、活躍できる環境づくりを進めます
- ③高齢者が生きがいのある暮らしを送り、活躍できる環境づくりを進めます

第3章

行動計画

1 計画の概要

市民協働指針を受け、市民協働の促進に関する施策を計画的に実施するための基本的な計画として、本計画を策定します。

2 計画期間

行動計画は、令和8年度から令和12年度までの5年間です。

3 事業計画

(1) 協働意識の醸成を進めよう

市民一人ひとりが協働の意識を持てるように、行政や市民活動団体、企業・事業所、教育機関などが連携しながら市民参加の意識向上を図ります。

①市民協働の啓発の推進

市民協働や市民参加の啓発を推進し、多くの市民が協働を考える機会の拡大に努めます。

- ・市民協働の啓発に向けた研修会の開催
- ・市民活動団体リストの更新・活用
- ・市民活動事例集の改定・活用
- ・市民活動情報誌の発行

②行政の意識改革

協働事業の拡大にあたり、市職員の協働意識の向上のための事業に取り組みます。

- ・職員向けの実践的な協働研修会の開催
- ・協働事業の実態把握調査
- ・市民活動に対する行政からの参加促進

③市民の意見を聞く機会の拡大

市民参加の拡大に向けて、市民の声を聞く機会を広げ、市民の声の反映に努めます。

- ・各種計画に対する市民意見の聴取（パブリックコメント）
- ・市政に対する市民意見の聴取
- ・直接的な市民意見の聴取（審議会や委員会への市民登用）
- ・常時、市民の意見が聴取できる環境整備
- ・市民の意向の把握（アンケート調査）

④市民の活動機会の拡大

市民が市民活動を身近に感じ、参加しやすい環境づくりに取り組みます。

- ・気軽に参加できる市民活動の実施
- ・活動できる市民を広く募集する環境整備
- ・市民活動に関する相談窓口の充実

(2) 市民が活動しやすい環境整備を目指そう

市民が新たに市民活動を始め、継続し、発展させやすい環境づくりに取り組みます。

①市民活動の財源確保の支援

公益的な様々な活動への助成制度の活用を進めます。

- ・活動の継続や拡大に向けた補助金や助成金の充実
- ・市民活動資金の調達方法の研究や情報提供
- ・活動計画の立案支援

②人材の発掘・育成

新たな人材の発掘や育成を図り、組織の維持や強化に努めます。

- ・市民活動団体の強化に向けた研修会の開催
- ・得意分野や経験を活かす活動機会の提供
- ・仲間づくりなど様々な市民が集まる活動の実施
- ・市民活動団体の活動をPRする場の提供

(3) 市民活動の支援体制を充実させよう

市民活動の支援に向けて、運営強化や活動方法への助言など、市民活動の活動基盤の強化を図ります。

①市民活動支援センターの充実・強化

市民活動団体を支援する市民活動支援センターの充実や強化を図ります。

- ・市民活動に関する相談窓口の充実（再掲）
- ・市民活動情報誌の発行（再掲）
- ・市民活動の活性化に向けた講座などの開催・市民協働フェスタの開催
- ・団体同士または団体と市民との情報交換・交流機会の創出
- ・県及び近隣市の中間支援組織などとの連携強化

②効果的な情報の受発信

市民活動の拡大に向けて、多くの市民に活動状況を理解していただくための積極的な情報発信と、市民が活動に必要な情報を受信できるよう努めます。

- ・市民活動団体リストの更新・活用（再掲）
- ・市民活動事例集の改定・活用（再掲）
- ・市民活動情報誌の発行（再掲）

- ・SNSを活用した市民活動情報の提供
- ・電子機器などの使い方講座の開催

③市民活動団体の活動基盤の強化

市民活動の充実に向けた団体基盤の強化の支援を拡大します。

- ・市民活動の活性化に向けた講座などの開催（再掲）
- ・NPO法人化を支援する取組
- ・NPO法人への指導・育成

④市民活動団体同士の連携の推進

市民団体同士が互いに持つノウハウを活かしつつ、活動の継続や拡大に向けて連携できる環境整備を図ります。

- ・各市民活動団体の活動を結びつけるコーディネート体制の充実
- ・市民活動団体リストの更新・活用（再掲）
- ・市民活動事例集の改定・活用（再掲）
- ・市民活動団体交流会の開催

（4）様々な主体が連携できる環境整備を進めよう

行政と市民活動団体をはじめ、自治会・町内会や企業・事業所、教育機関などが様々なパートナーシップのもとで、新たな協働による活動の活性化に向けた環境整備を図ります。

①市民活動団体との連携の拡大

市民活動の担い手の育成や、市民活動団体との連携による活動を拡大するための環境整備を図ります。

- ・市民協働フェスタの開催（再掲）
- ・協働によるまちづくりのさらなる推進（市政運営にあたり、現在、取り組んでいる各種団体と行政との連携の継続及び新たな連携の取り組み）

②企業や事業所との連携の拡大

市民活動の担い手として、企業や事業所の専門知識を活かし、関係団体との連携を拡大します。

- ・企業や事業所の専門知識の活用
- ・包括連携協定に基づく事業の促進
- ・ふじえだマイレージプロジェクトの推進
- ・社会貢献しやすい環境づくり
- ・市民活動資金の調達方法の研究や情報提供（再掲）

③教育機関との連携の拡大

大学などの教育機関のノウハウと人材を活用した連携事業を拡大します。

- ・包括連携協定に基づく事業の促進（再掲）
 - ・学生の市民活動参加の促進
 - ・学識経験者の市民参画の促進
 - ・若い力の活用の促進
 - ・リカレント教育の推進
- ※リカレント教育とは、生涯学習の一形態で就労しても必要に応じて、教育機関に戻り教育を受けられる循環・反復型の教育システム）

（5）地域課題の解決に向けた連携体制を強化しよう

様々な課題を解決するため、専門知識の活用や他地域での活動事例を参考に、市民活動団体と地域との協働の拡大を進めます。

①地域課題のための新たな市民活動団体の創出支援

既存の団体に加え、新たな市民活動団体の立ち上げを支援します。

- ・市民活動に関する相談窓口の充実（再掲）
- ・地域課題解決事業の取り組みの推進
- ・地域の公共施設の自主管理の実施
- ・地域が独自で課題解決する取り組みの推進
- ・地域課題を地域で解決するための体制づくりの検討

②地域コミュニティと市民活動団体との連携

地域において市民活動の周知を図り、互いを補完し、連携することで地域課題の解決に向けた取り組みを進めます。

- ・地域づくりやコミュニティ醸成につなげる拠点機能の強化・充実
- ・地域活動拠点を活用した市民活動の拡大
- ・市民活動団体リストの更新・活用（再掲）
- ・市民活動事例集の改定・活用（再掲）
- ・多文化共生社会に向けたまちづくりの推進
- ・コミュニティスクールの推進

（6）若者や女性、高齢者の活躍を支援しよう

多様な人材が力を発揮し、役割をもって活躍できる機会を創出します。

①若者が活躍できる環境づくり

若者が市民活動に参加しやすくなる環境づくりを進めます。

- ・気軽に参加できる市民活動の実施（再掲）
- ・活動できる市民を広く募集する環境整備（再掲）
- ・若者の活動開始に向けた補助金の充実

②女性が活き活きと輝き、活躍できる環境づくり

女性の地域社会への参画を促し、活躍することができる環境づくりを進めます。

- ・女性が社会参画しやすい環境づくり
- ・女性の個性と能力を活かした活動の情報発信と活動支援

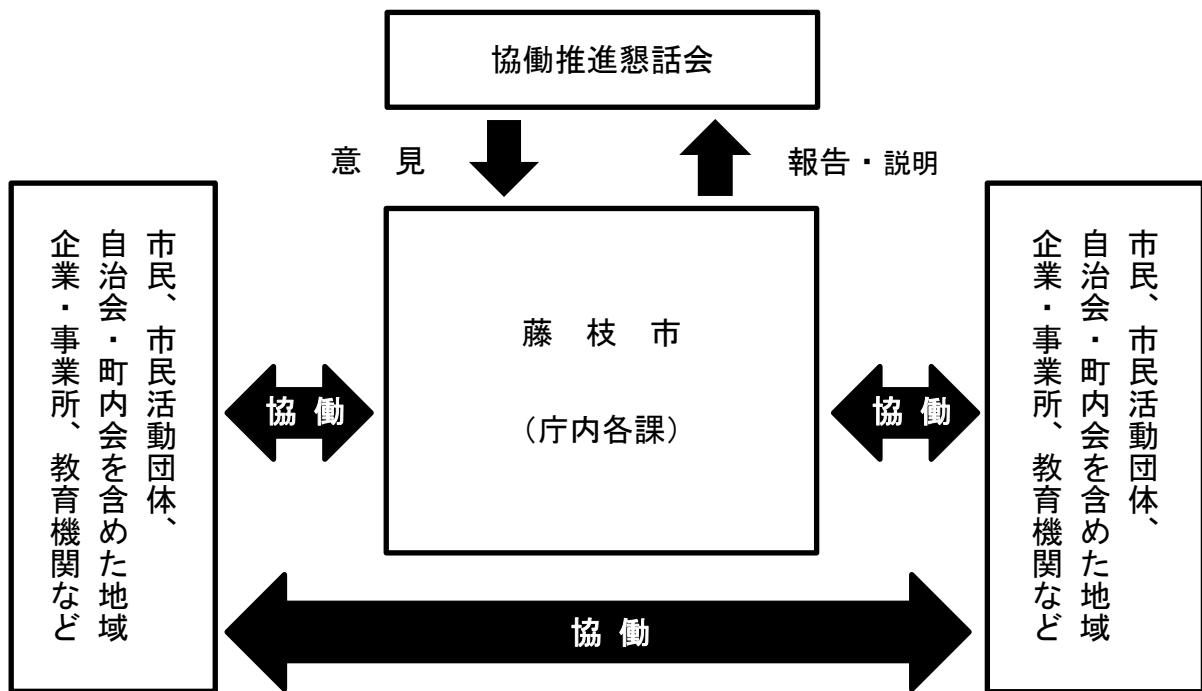
③高齢者が生きがいのある暮らしを送り、活躍できる環境づくり

高齢者が生き生きと健康に暮らし、活躍することができる環境づくりを進めます。

- ・生きがいづくりの場の創出
- ・地域活動・社会貢献活動に参加するための支援

4 推進体制

本計画の推進にあたり、市民や市民活動団体、自治会・町内会を含めた地域、企業・事業所、教育機関、行政など様々な主体による連携・協力のもと、協働のまちづくりを推進していきます。



5 進行管理（評価）

庁内各課が行動計画の実施状況を検証し、実効性を高めるための外部組織としての協働推進懇話会において事業の実施状況や取組状況を毎年評価するとともに、施策を見直しながら、事業が確実に実行できるように取り組みます。

6 目標値

①NPO法人数

現況：40法人（令和7年3月末現在）

目標値：46法人（令和13年3月末）

②藤枝市における協働事業数

現況：202事業（令和7年3月末現在）

目標値：214事業（令和13年3月末）

第4章

資料編

1 基礎資料

(1) 市民意識の状況（市民アンケート）

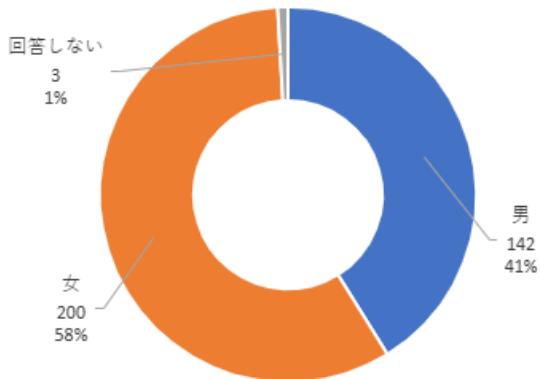
令和7年1月下旬から2月14日まで、15歳以上の市民の中から1,000人を無作為に抽出し、アンケート調査を実施しました。

本結果は、有効回答347件（有効回収率34.7%）の回答内容を集計したものです。

1 ご自身のことについて

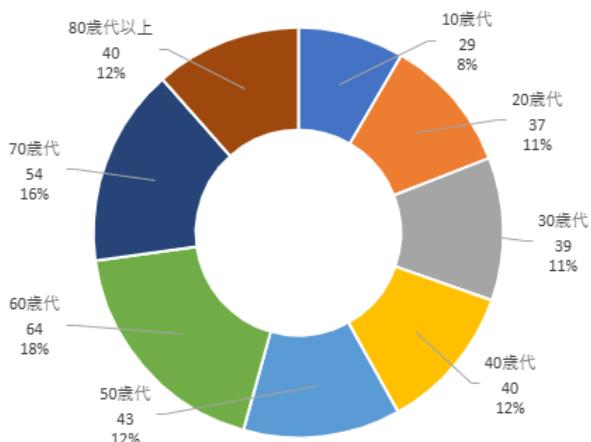
①性別（回答者数：345人）

有効回答率は「男性」が41%、「女性」が58%と女性の方が多くなりました。



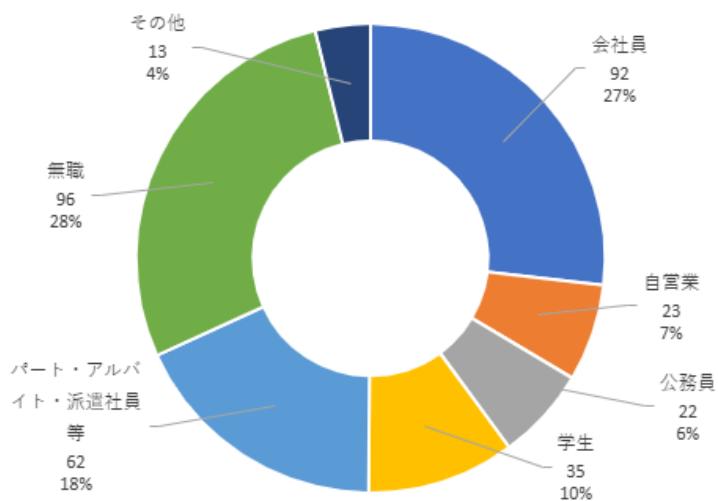
②年代（回答者数：346人）

「60代」と「70代」の回答率が高く、「10代」は低い回答率となりました。全体的に若くなるにつれて回答率が下がる傾向があります。



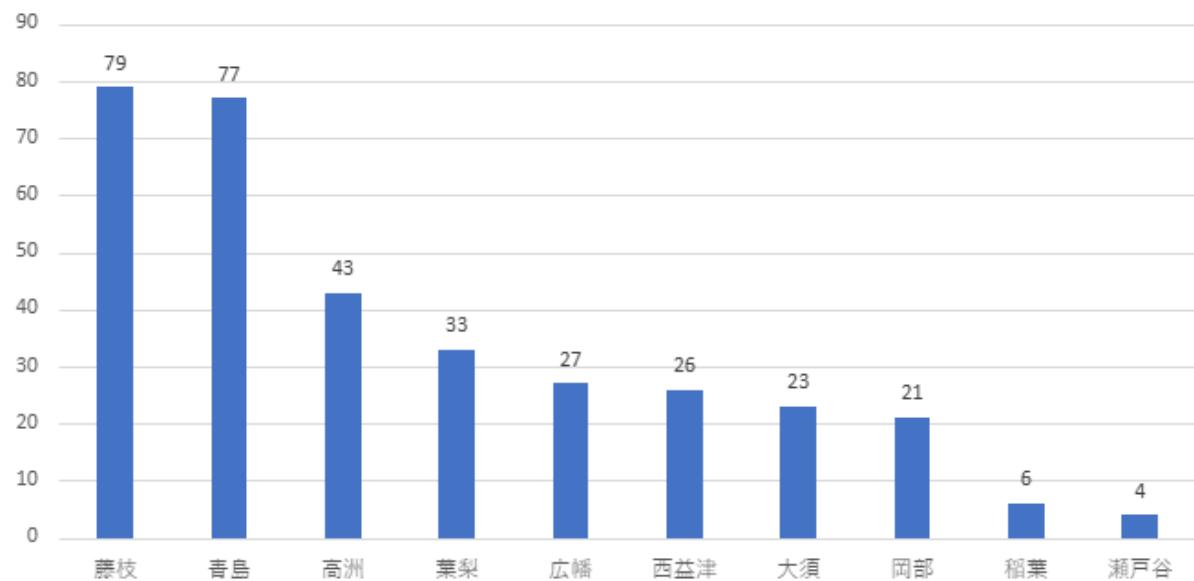
③職業（回答者数：343人）公表

「無職」が28%と最も高くなっていますが、これは60代以上の回答率が高いことが要因です。続いて、「会社員」「パート・アルバイト・派遣社員等」「学生」「自営業」「公務員」の順となりました。



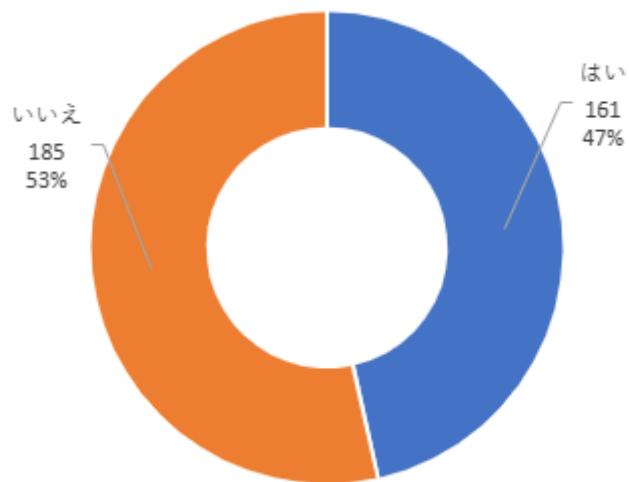
④お住まいの地区（回答者数：339人）

回答者数は「藤枝地区」と「青島地区」が多く、全体の46%を占めています。一方で「瀬戸谷」や「稻葉」は回答者数が少なく、地域によって大きな差が見られました。



2 市民活動への参加について

問1．あなたは、これまでに市民活動に参加したことがありますか。（回答者数：346人）
有効回答率は「はい」が47%、「いいえ」が53%と、参加したことがない人の方が多くなりました。地区別での参加率は「稲葉地区」が66.7%と高く、「藤枝地区」が36.7%と低い結果になりました。

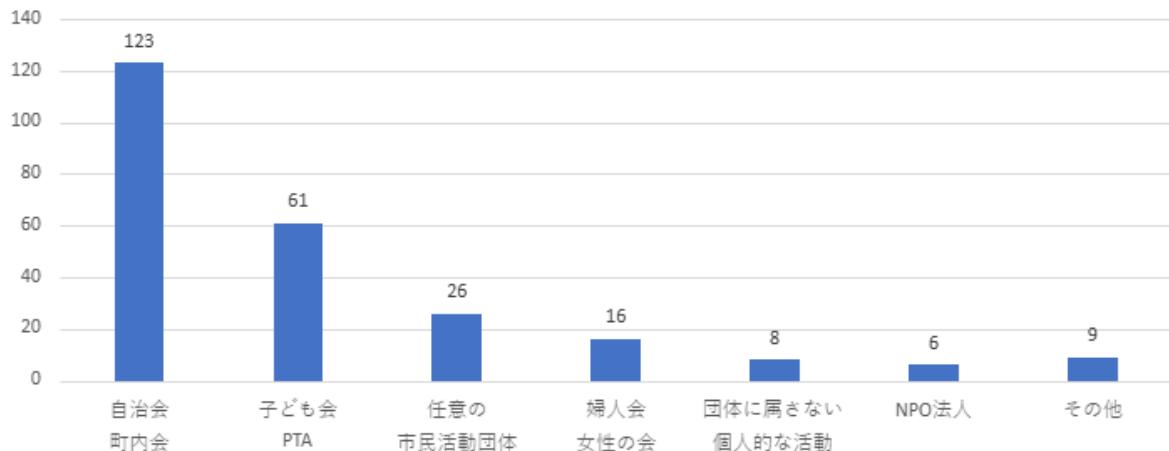


	瀬戸谷	稲葉	葉梨	広幡	西益津	藤枝	青島	高洲	大洲	岡部	地区回答なし	合計
はい	2	4	13	15	14	29	38	18	12	11	5	161
いいえ	2	2	20	12	12	50	39	24	11	10	3	185
参加率 (%)	50.0	66.7	39.4	55.6	53.8	36.7	49.4	42.9	52.2	52.4	62.5	346

問2．問1で「はい」と回答した方、どのような団体の活動に参加したことがありますか。

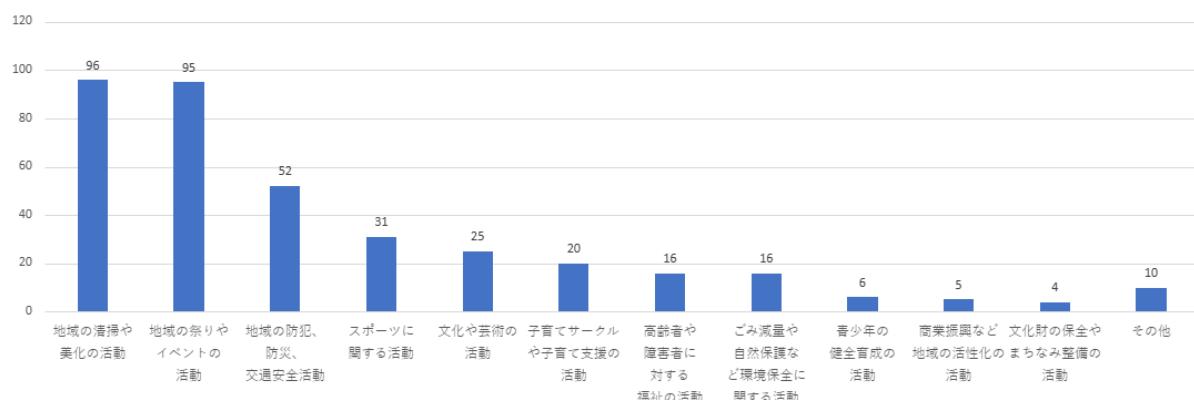
（回答者数：161人／複数回答可）

これまでに市民活動に参加したことのある方の多くは、「自治会・町内会」や「子ども会・PTA」の活動であり、多くの方が地域の活動に参加していることが分かります。地域に密着した活動への参加が一般的であることが伺えます。



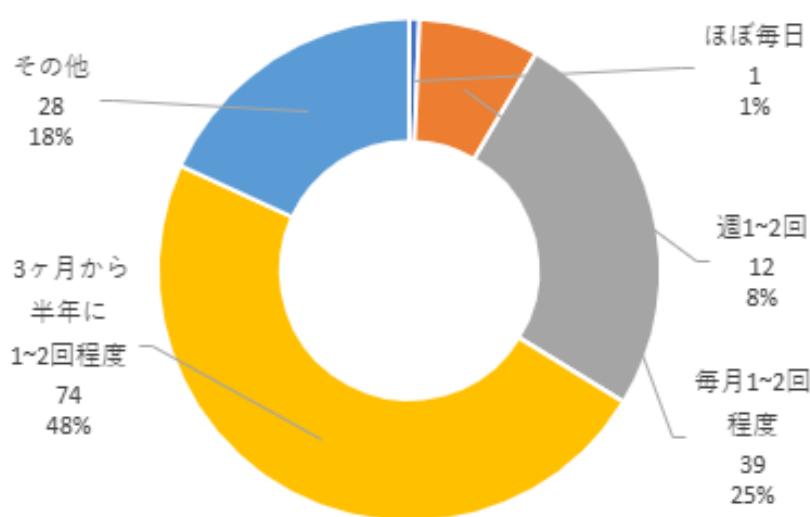
問3. あなたが参加した活動は、どのような分野の活動ですか。（回答者数：160人／複数回答可）

「地域の清掃・美化」「地域の祭り・イベント」「地域の防犯・防災・交通安全」の参加者が多く、地域貢献意識の高さが伺えます。しかし、「青少年の健全育成」「商業振興」「文化財の保全」の分野は、専門性が高く長期的な取り組みを要するためか、参加者が少ないことも分かります。



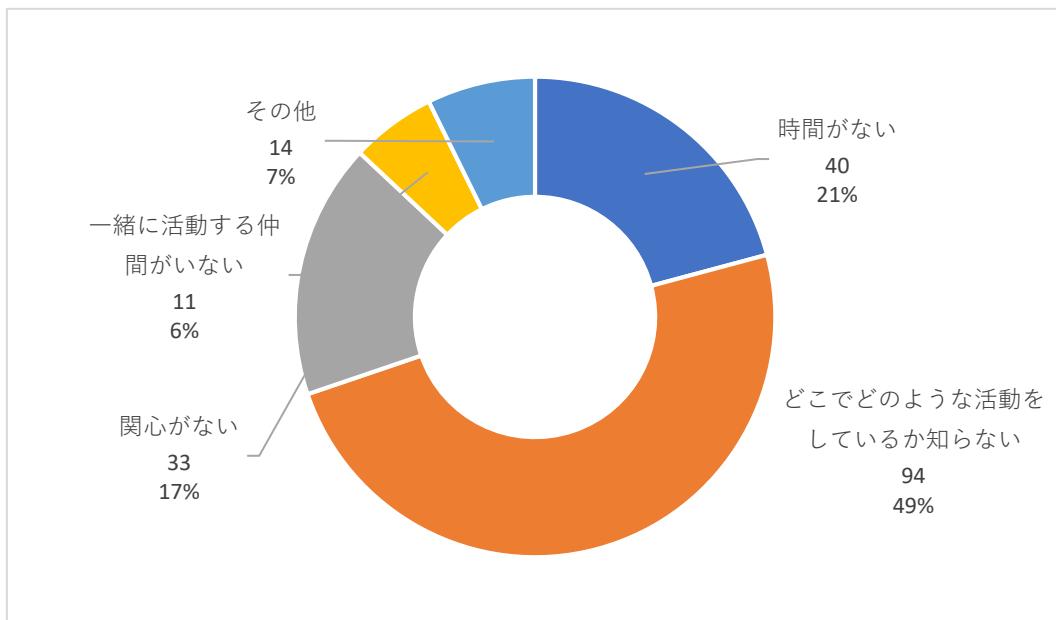
問4. 市民活動にどれくらいの頻度で参加していますか。（回答者数：154人）

48%の方が「3ヶ月から半年に1～2回程度」、25%の方が「毎月1～2回程度」となり、「ほぼ毎日」は1%です。この結果から、これまで市民活動に参加したことはあっても、その頻度は少ないことが分かります。



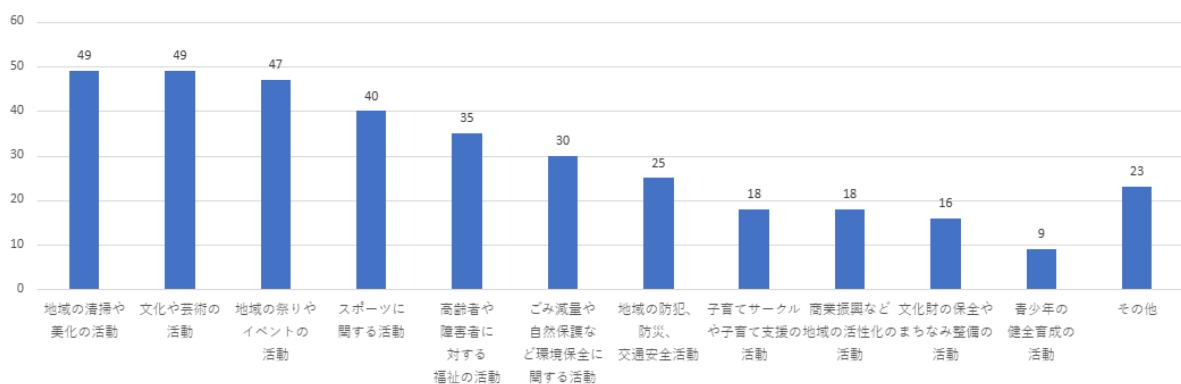
問5．参加したことがない理由は何ですか。（回答者数：189人／複数回答可）

「活動を知らない」が94件で最も多く、市民への市民活動の情報提供をさらに充実させることで、活動に参加する方が増えると考えられます。



問6．今後、やってみたい活動はありますか。（回答者数：195人／複数回答可）

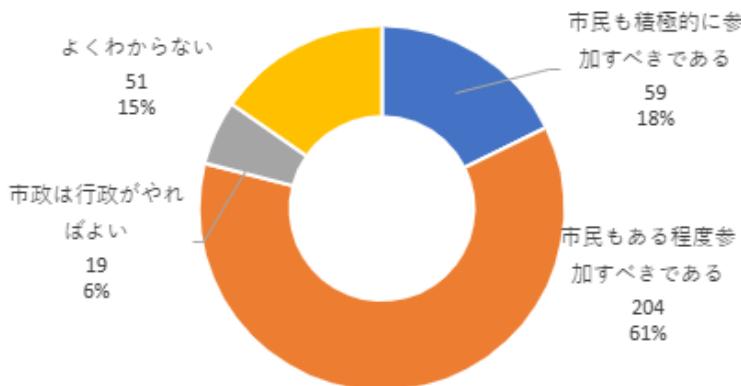
過去、市民活動に参加したことのない方が、どのような分野の活動に参加したいと考えているのかを調査したところ、「地域の清掃・美化」「文化・芸術等」「地域の祭り・イベント」の分野への関心が高い結果となりました。その他の項目では、意欲があっても身体的な理由などでできないという声が多く寄せられました。



3 市民参加について

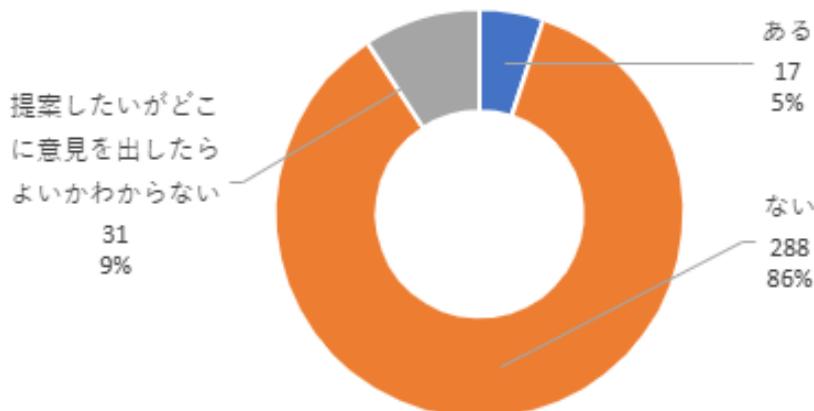
問7. 市民が市政や行政サービスに参加する必要があると思いますか。(回答者数:333人)

「積極的に参加すべき」と「ある程度参加すべき」を合わせると79%と高く、「行政がやればよい」はわずか6%と市民の多くは市民参加の必要性を感じていることが伺えます。



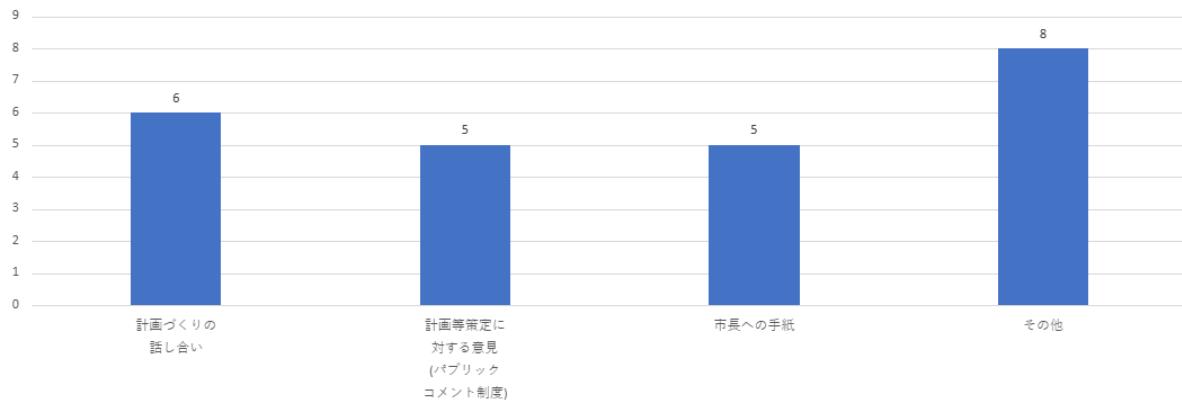
問8.これまでに市の政策決定や計画づくりに、意見やアイデアを提案したことがありますか。(回答者数:336人)

「提案したことがある」は5%と低く、ほとんどの方が意見や提案をしたことがないという結果となりました。また、「提案したいがどこに意見を出したらよいかわからない」と回答した方が9%もいることから、市民への情報提供のさらなる充実の必要性が伺えます。



問9. 問8で「ある」と回答した方にお伺いします。どのような形で参加しましたか。(回答者数: 18人／複数回答可)

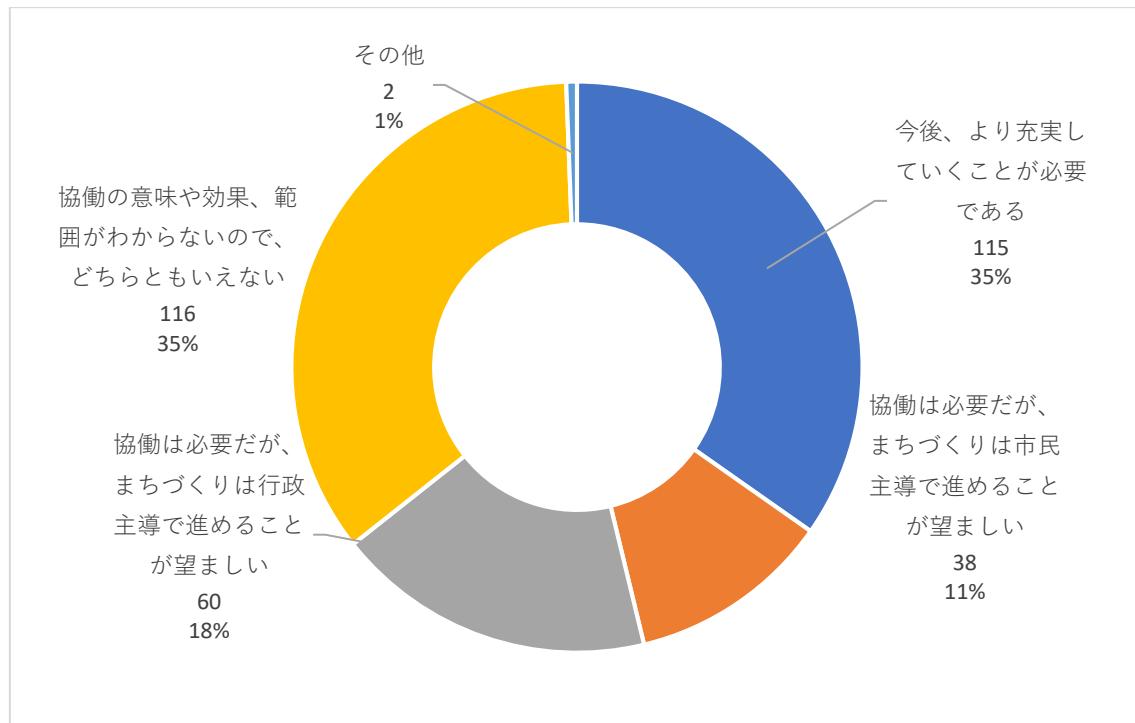
「市民協働について」と回答した方が最も多く、「計画づくりの話し合い」「計画等策定に対する意見(パブリックコメント制度)」「市長への手紙」と回答した方は同程度でした。



4 市民協働について

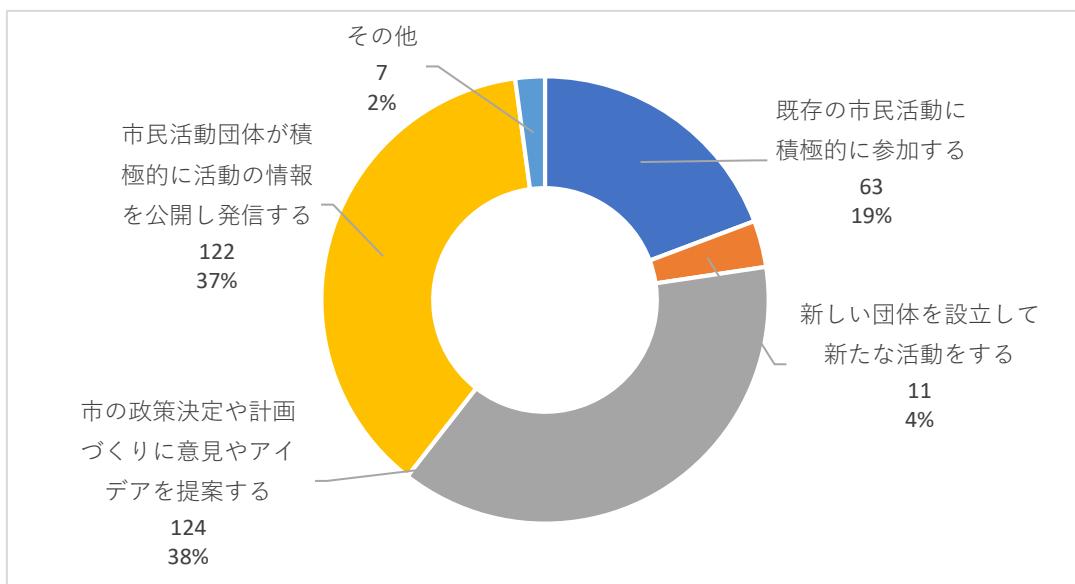
問10. 藤枝市では、協働によるまちづくりを進めていますが、市民協働を推進する必要があると思いますか。(回答者数: 331人)

「今後、より充実すべき」と「協働は必要」を合わせると64%と半数以上を占め、市民の多くが市民協働の必要性を感じています。また、「どちらとも言えない」と回答した方は35%となりました。



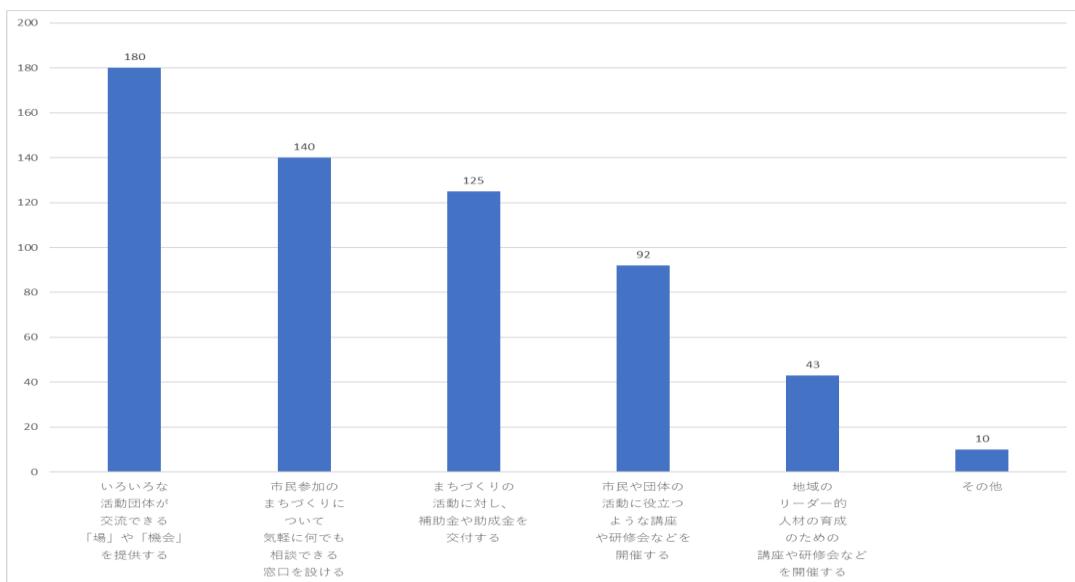
問 11. 市民協働によるまちづくりを進めるために、市民として何が必要だと思いますか。
あなたに最も近いものを一つ選んでください。(回答者数：327人)

「市民活動団体が積極的に活動の情報を公開し発信する」と「市の政策決定や計画づくりに意見やアイデアを提案する」といった意見が多く、「新しい団体を設立して新たな活動をする」は最も低い結果となりました。



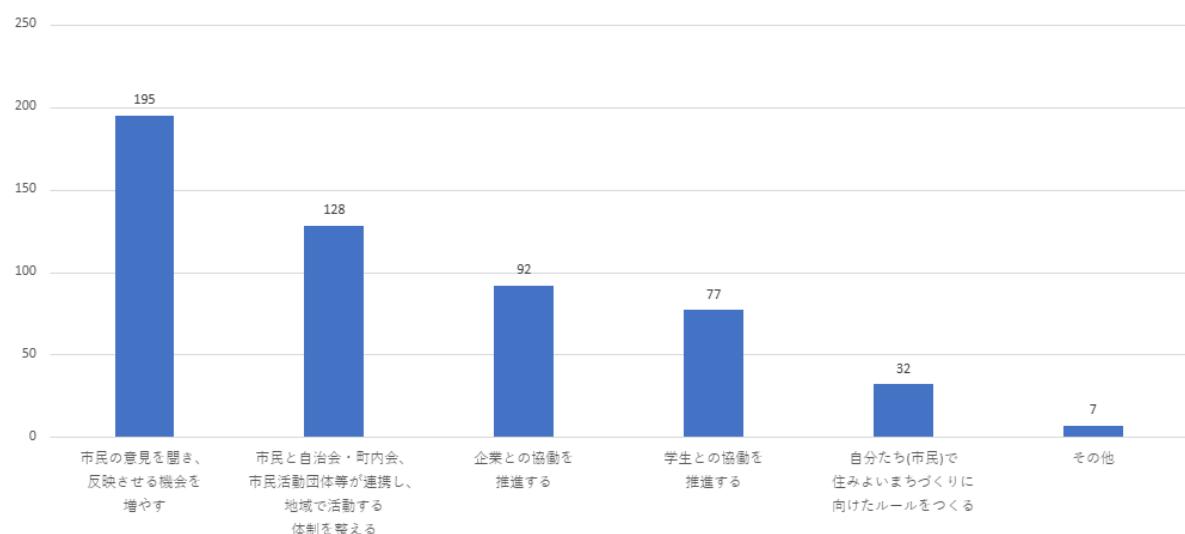
問 12. 市民協働によるまちづくりを進めるために、行政として何が必要だと思いますか。
(回答者数：325人／複数回答可)

「いろいろな活動団体が交流できる「場」や「機会」をつくる」が最も多い、他の項目も含めて市民協働によるまちづくりに対して行政の支援を必要としていることが分かります。



問 13. 今後、より市民協働を進めるために何が必要だと思いますか。(回答者数：324人／複数回答可)

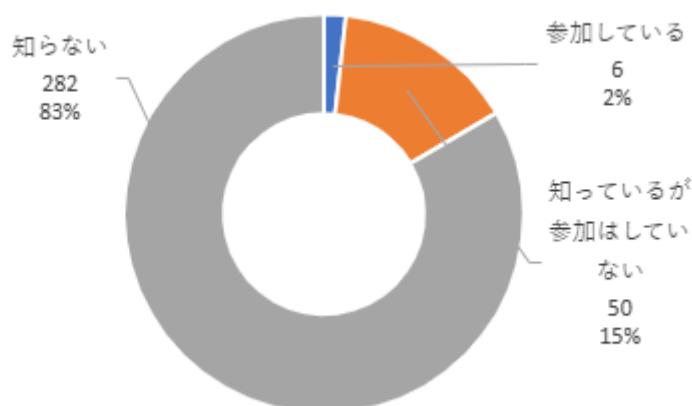
「市民の意見を聞き、反映させる機会を増やす」「市民と自治会・町内会、市民活動団体が連携し、地域で活動する体制を整える」と答えた方が多く、他の項目も含め、様々な形態による協働が求められていることが伺えます。



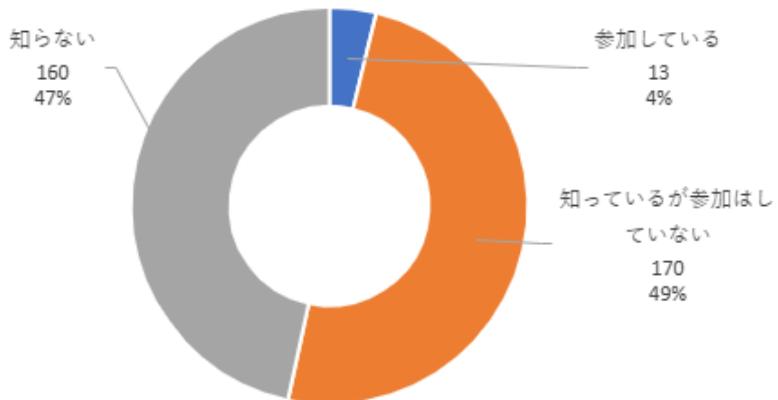
5 藤枝市の取り組みについて

問 14. 藤枝市が実施している「藤枝ボランティア事業(Fボラ)」をご存知ですか。(回答者数：338人)

「藤枝ボランティア事業(Fボラ)」を知らない人が83%を占めるため、市民への情報提供のさらなる充実に努める必要があります。

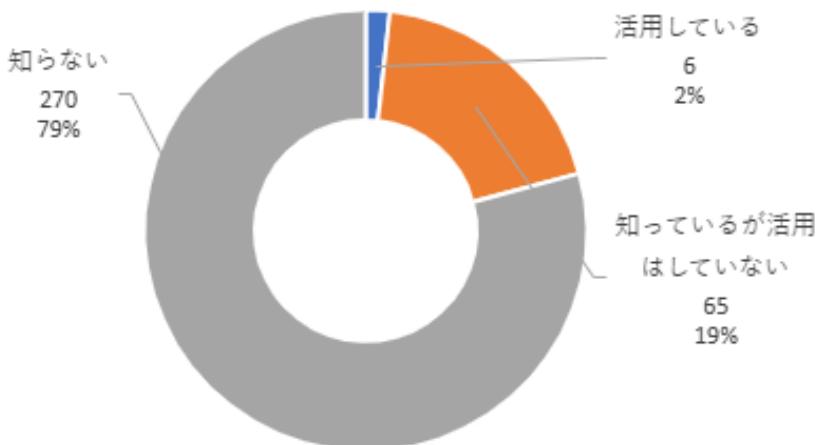


問 15. 道路や公園などの公共の場に花を植えたり清掃などの美化活動を行う「まち美化里親制度」をご存知ですか。（回答者数：343 人）



問 16. 市民活動の活性化と地域コミュニティの拠点施設としての「ふじえだ市民活動支援センター（文化センター2階）」をご存知ですか。（回答者数：341 人）

市民活動支援センターは平成 14 年 12 月に開設していますが、「活用している」が 2%、「知っている」が 19% と認知度が低いことから、市民への情報提供のさらなる充実に努める必要があります。



問 17. 本市における市民と行政の協働のまちづくりのあり方について、ご意見・ご提言がありましたらご記入ください。

■ 地域特性・団体事情に関するこ

自治会や町内会でどこも同じようにするのは難しい。その団体が抱える問題ごとに方法を検討していく必要がある。

強制的なもの以外は参加が難しい。

■ 情報発信・広報に関するこ

情報のとらえ方に差が生じているので、デジタル化に疎い高齢者の対策をしてほしい。

もっと情報を受けやすい方法があると良い。

知ろうと思って行動しない限り、情報を得られない現状は問題。

回観板だけではなく、SNS やチラシなどで積極的に活動や参加を促す必要がある。

活動内容を知らない団体が多いので、駅や街中で広報をして欲しい。

市の取り組みについて、わかりやすい情報提供を積極的にして欲しい。

もっと活動の発信をした方がいい。

■ 若い世代・担い手確保に関するこ

若い人や元気な年寄りに参加してほしい。

高齢化と少子化が進み、担い手不足ではあるが、協力したいと思っている人はいる。

年配の方々が多く行事に参加しているが、若い世代には参加しづらいように感じる。若い世代がより多くの情報を得られるようになるといい。

世代交代のために若者たちの意見を尊重する姿勢が必要だ。

若者が魅力的に思うような街づくりを期待したい。

■ 行政との関わりに関するこ

イベントなど、市民が集まる場で市長の考えを伝えて欲しい。

行政への意見を伝える窓口を増やしてほしい。

スーパーなど誰もがいつでも訪れるような場所に意見箱を設置してほしい。

Web での参加もできるようにして欲しい。

委員会などで発言しても市民に伝わらないことがあるので、情報発信のスキルを各々が磨いていくべき。

■ 市民活動団体への支援に関するこ

市民活動を発展させるため、団体や学生団体に補助金を交付したり、他市に比べ市民活動団体に対しての支援が充実していると感じる。

市民団体が活動の場を広げられるよう、他団体や自治会との橋渡しが行政で出来れば協働が進むと思う。

自治会の活動について知れる機会があるといい。

市は広いので、ボランティア募集を細分化して欲しい。市民が自分の居住地域や職場の近くで参加できる活動を見つけやすくして欲しい。

■ その他

市民が安心安全で生活できることが大切。

市外の方が住みたくなり、市民が住み続けたいと思うような、市民の幸せと生活を基本にした藤枝市であって欲しい。

将来の活動のため、市民活動の安全性を見直すべき。

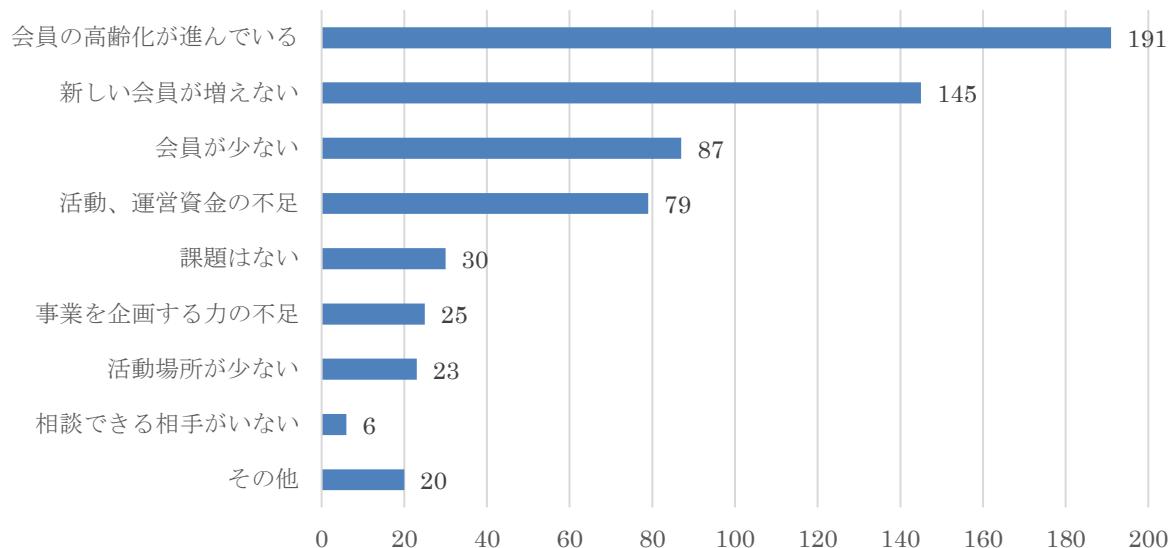
(2) 市民活動団体の状況（アンケート・市民活動団体実態調査）

令和7年5月9日から5月30日まで、本市が連絡先を把握する市民活動団体390団体に実態調査及びアンケート調査を実施し、回答のあった314団体の状況を集計したものです。

1 アンケート結果

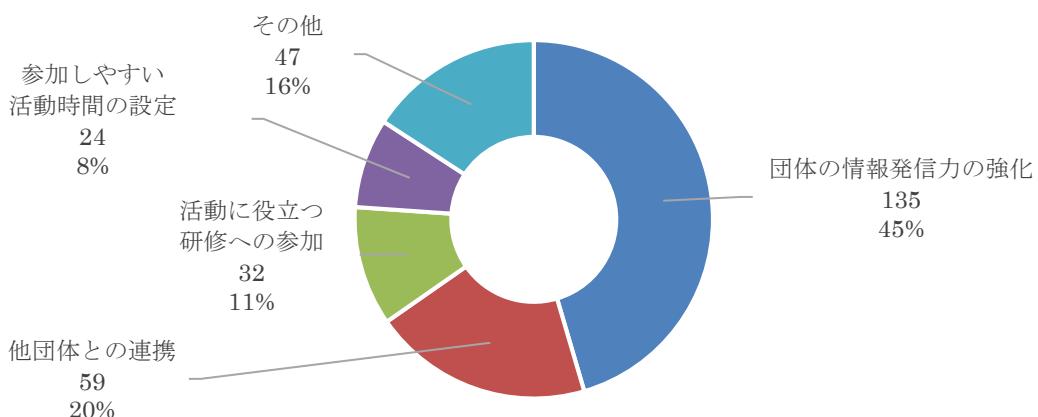
問1 団体が抱えている課題をお答えください。（回答数：287団体／複数回答可）

「会員の高齢化が進んでいる」、「新しい会員が増えない」と半数以上の団体が回答しており、共通課題を抱えています。また、「会員が少ない」や「活動・運営資金の不足」も上位に挙げられており、今後の活動継続や地域貢献の持続性に影響を及ぼす可能性があります。



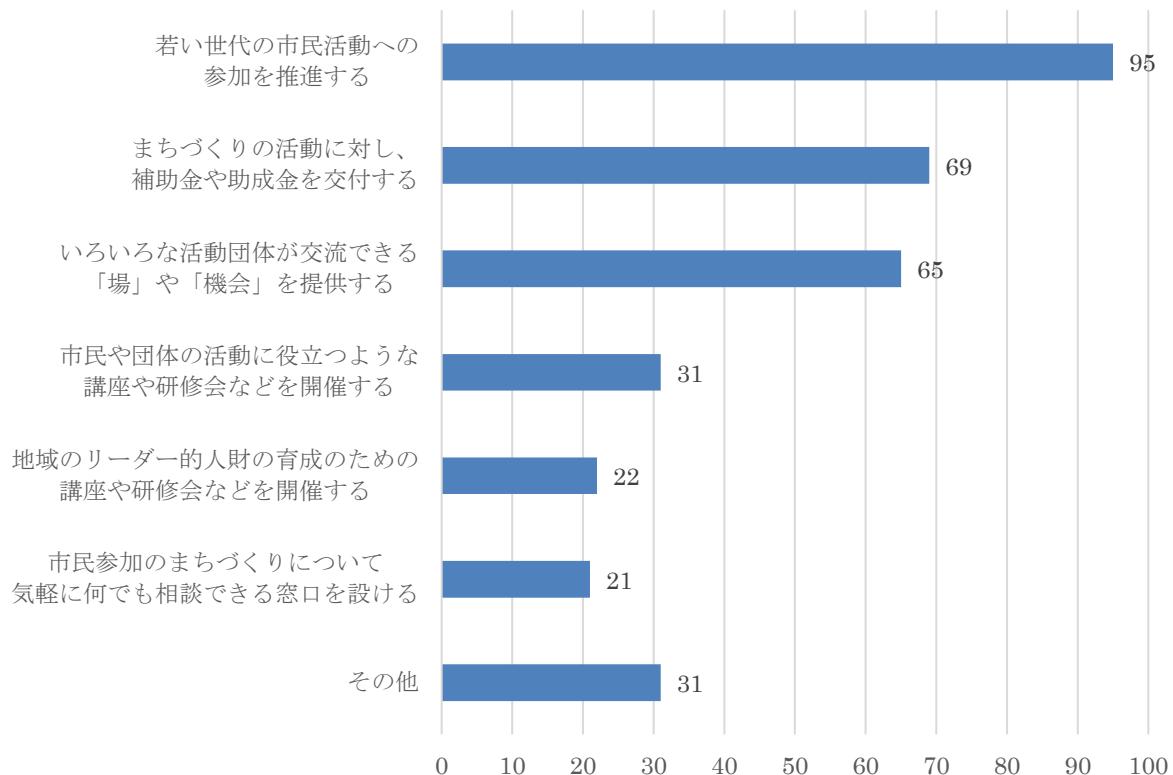
問2 課題解決のため団体として何が必要と考えますか。（回答数：239団体／複数回答有）

45%の団体が「情報発信力の強化」を、20%が「他団体の連携」を重要視しています。団体の活動や存在をより広く認知してもらうための発信能力の向上と、団体同士の協力関係構築が課題解決の鍵と認識していることが分かります。



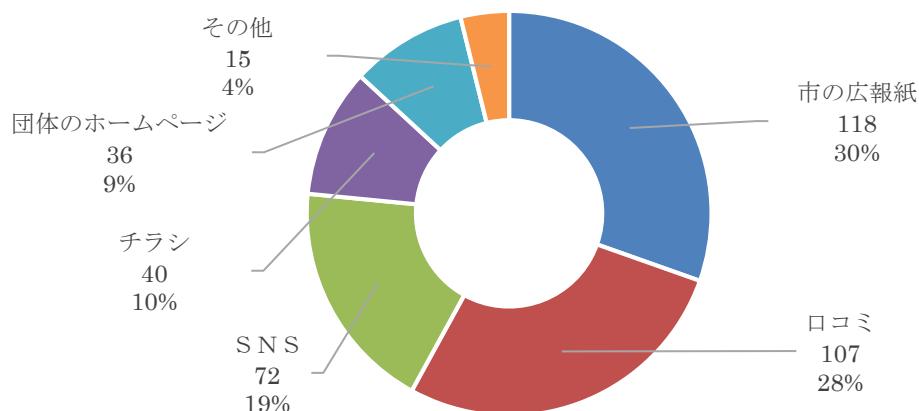
問3 課題解決のため行政として何が必要と考えますか。(回答数:237 団体／複数回答有)

「若い世代の市民活動への参加を推進する」が最も多い結果となりました。問1の回答で会員の高齢化を課題として挙げた団体が多かったことを鑑みると、この結果は活動の継続性確保に向けた次世代の担い手獲得に対する行政支援への期待が表れています。



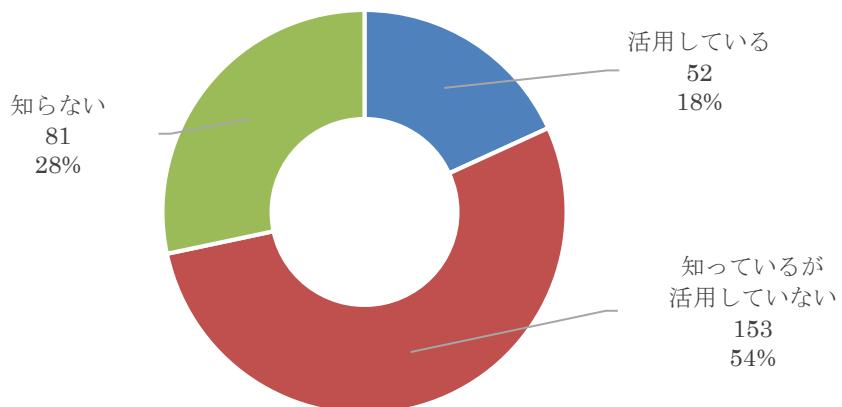
問4 情報発信方法として最も有効な方法は何だと思いますか。(回答数:278 団体／複数回答有)

「市の広報紙」と答える団体が 30%、「口コミ」が 28%と上位を占めています。公共機関による信赖性の高い公式情報と、人的ネットワークを通じた親しみやすい情報共有方法が、効果的な情報伝達手段として多くの団体から支持を集めています。



問5 市民活動の活性化と地域コミュニティの拠点施設としての「ふじえだ市民活動支援センター（文化センター2階）」をご存じですか。（回答数：286 団体）

「活用している」は、わずか52団体(18%)で、約8割の団体が活用に至っていない現状がわかりました。「知っているが活用していない」は153団体で過半数を占める結果となります。内訳については次の問6をご覧ください。

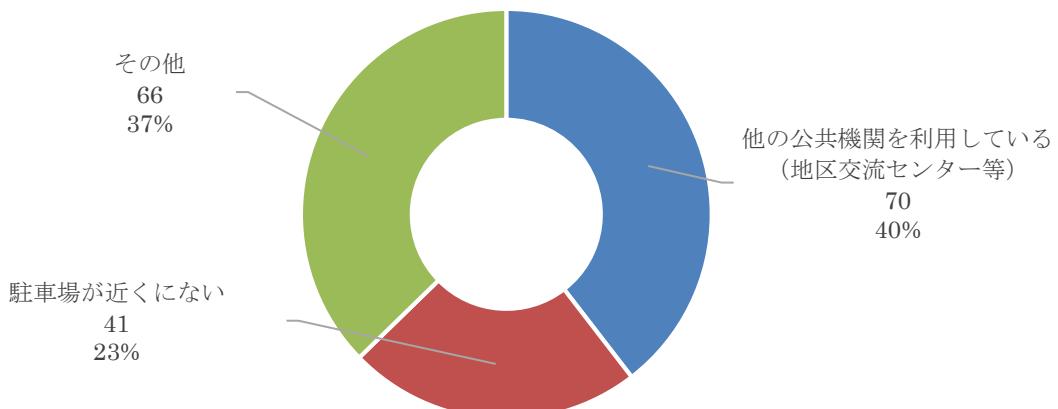


問6 問5で「知っているが活用していない」を選択した方に伺います。

活用していない理由は何ですか。（回答数：160 団体／複数回答有）

「他の公共機関を利用している」が40%と最も多い回答となりました。「その他」の理由でも「活動に必要ではない」という意見も見られ多くの団体が他の手段で活動を展開している状況が伺えます。

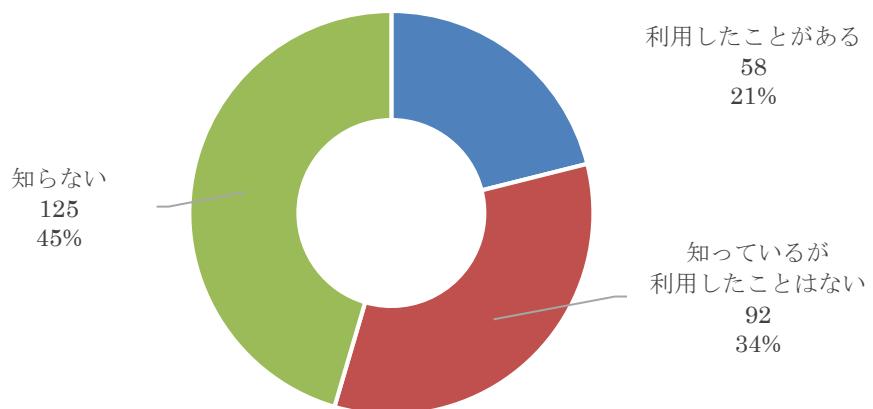
しかし、「その他」の中で「支援センターの機能がわからない」という意見も一定数存在しています。前項の「支援センターを知らない」と答えた78団体を考慮すると、支援センター自体の存在や役割、利用のメリットについて、各団体に対してより明確な情報提供の必要があると考えられます。



問7 藤枝市が実施している市民活躍まちづくり事業費補助金をご存じですか。(回答数:275 団体)

「知らない」が 45%と最も高い回答率となりました。この結果は、補助金制度の認知度が低いことを示しています。さらなる啓発活動や情報提供を通じて、より多くの団体に補助金の存在を知ってもらうための取り組みが求められます。

次いで高い回答率 34%の「知っているが利用したことはない」の内訳については、次の問8をご覧ください。

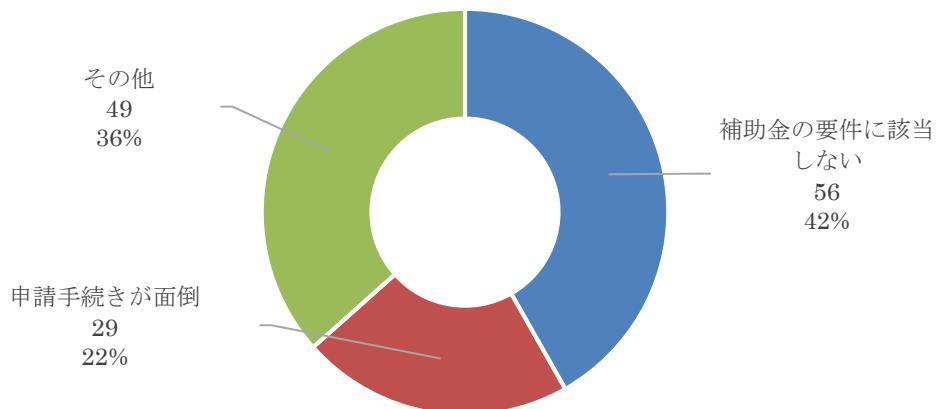


問8 問7で「知っているが利用したことはない」を選択した方に伺います。

利用しない理由はなんですか。(回答数:128 団体／複数回答有)

「補助金の要件に該当しない」が 42%と高く、現行制度の枠組みでは支援できない活動が多いことが伺えます。今後、市民活動の実態に即した制度の見直しを検討する余地があるといえます。

しかし、「その他」の 49 団体で「他の補助金をもらっている」や「必要ではない」の意見が見られ、必ずしも活動団体が当該補助金を必要としているわけではないことがわかりました。



問9 何かご意見等があればご記入ください。(回答数:98 団体)

活動資金不足や会員数の減少を現状の問題としてとらえている団体が多く見られます。さらに、補助金の申請方法を知らないという団体や支援センターの使用用途の拡充を訴える声も見られます。これらの課題に対処するためには、団体間での情報共有やネットワーク強化が重要であり、資金調達のスキル向上や行政との連携を深めることが求められます。

■広報・情報提供に関すること

- ・物価の値上がりに困っている。補助金の使途や回数の制限を広げ、内容の広報をお願いします。
- ・補助金申請の手続きが煩雑で、申請時期もわからない。個別で案内をしてほしい。
- ・地域の方に活動内容を知ってほしい。イベントなどを市のホームページで周知させてほしい。
- ・有給ボランティアを頼むのは予算的に厳しいので、良い事例があれば広く周知してほしい。
- ・地域活動の重要性を学校でも教えてほしいが、個の大切さと協調の両立は難しいと理解している。

■会員・人材に関すること

- ・団体の中でも特定の人達の負担が大きいので、人的補完ができるような施策があるといい。
- ・次のリーダーになってくれる若者がいない。
- ・高齢化や心身の不調をきたす会員が多くなり、現在活動を休止している。
- ・役員の引き継ぎがうまくいかない時もあるので、交代後も円滑に回るようにサポートしてほしい。
- ・最近役員を引き継いだが、会員のコミュニケーション不足から始まる諸々の問題に悩んでいる。
- ・若年層はキャリアアップやスキルアップに直接つながる活動の方が大事だと思う。退職間際の人や活動に興味を持っている人への呼びかけを共に模索したい。
- ・コロナ禍で活動が減った。新規加入者はおらず、会員の減少により解散せざるを得ない。
- ・歴史がある団体なので誰かに引き継いでほしい。
- ・開催したイベントの参加者はおり、賛同者も多いが、新規会員獲得には繋がらない。

■活動環境に関すること

- ・施設をスマホで事前に予約できるので活動しやすい。
- ・活動場所が取りにくいため、利用回数(上限)の増加を期待します。
- ・文化センターの駐車場用途を増やしてほしい。重い荷物の搬入が大変。
- ・教育委員会などと連携し、講座を開催したいと思っているので機会をつくってほしい。
- ・小学校や中学校などで活動をアピールしたい。
- ・静岡県コミュニティカレッジをバージョンアップさせた市独自のカレッジを開講してほしい。

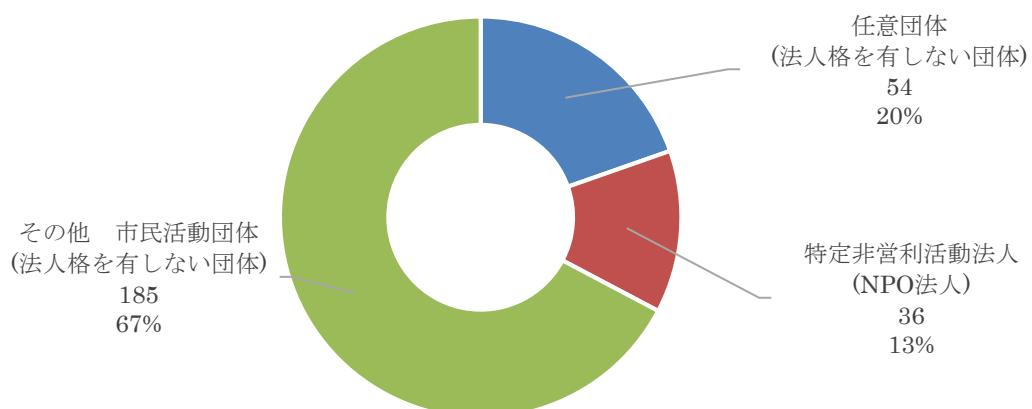
■その他

- ・高齢者や引きこもりの方々の居場所になる団体にしていきたいので相談にのってほしい。
- ・機会があれば他団体との交流を通して目的共有をしたいと思っている。

2 実態調査結果

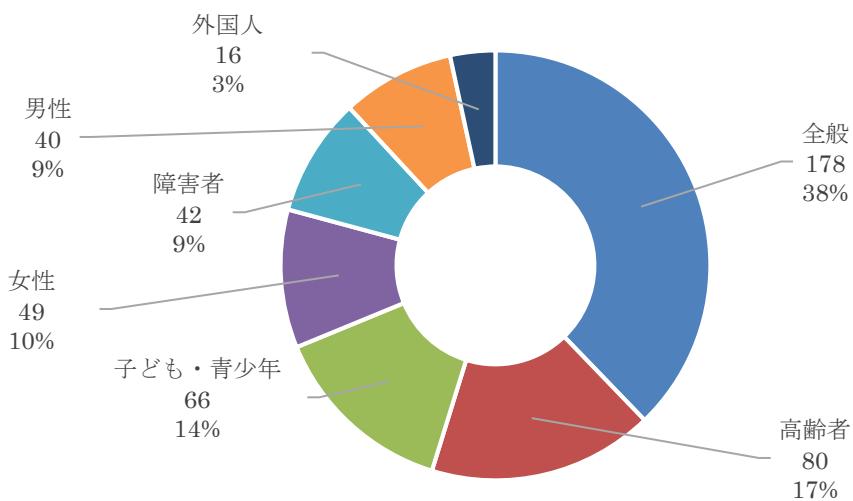
①団体の形態(回答数:275 団体)

任意団体や NPO 法人ではない、「市民活動団体(法人格を有しない団体)」が 185 団体と大半を占めており、地域社会において多様な形態の市民活動が活発に行われていることがわかります。



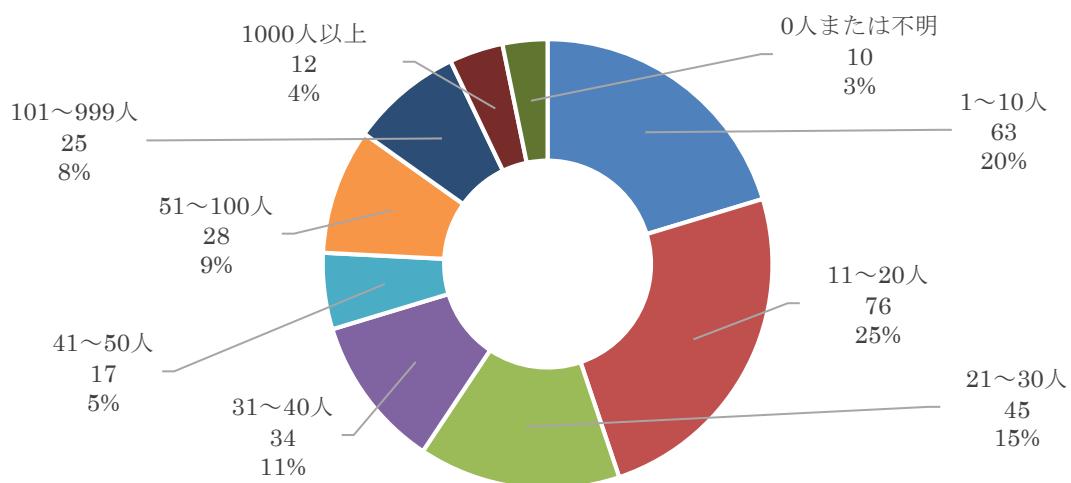
②主な対象(回答数:308 団体／複数回答可)

活動の対象は「全般」が 38%と最も多く、多様な世代やコミュニティに向けた活動が幅広く展開されていることを示しています。個別の項目としては「高齢者」、「子ども・青少年」が多く、高齢化や子育て支援といった、現代社会の課題に対応している活動内容を表しています。



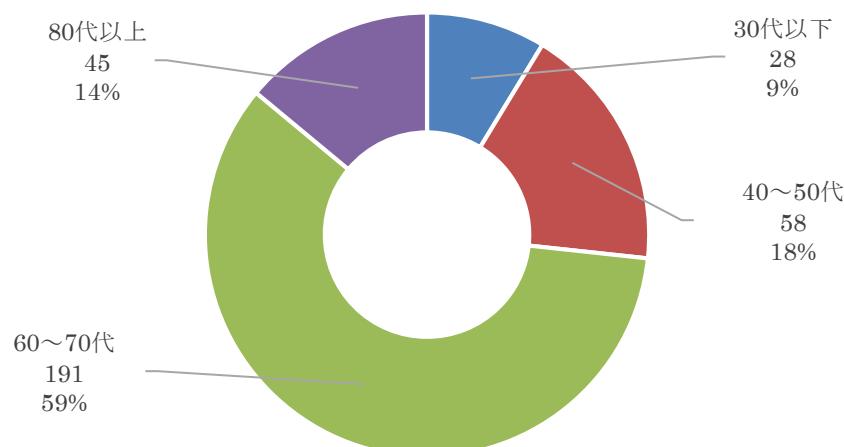
③会員数(回答数:310 団体)

30人以内で構成される団体が最多となり、全体の59%を占めます。しかし、1000人以上の会員数を誇る団体も存在しています。藤枝市では小規模な草の根活動から大規模な組織的活動まで、多様なボランティア団体が共存し、それぞれの特性を活かした活動が行われています。



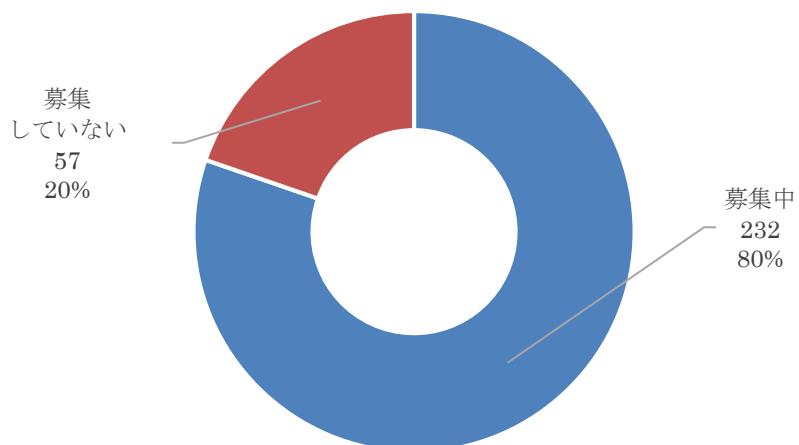
④最も多い構成会員の年代(回答数:294 団体／複数回答有)

59%の団体が「60~70代」の会員を中心であると回答しており、豊富な経験と時間的余裕を持つ退職世代が地域活動を支えています。一方で、会員の高齢化を懸念する声も多く、活動の持続性に課題が見られます。



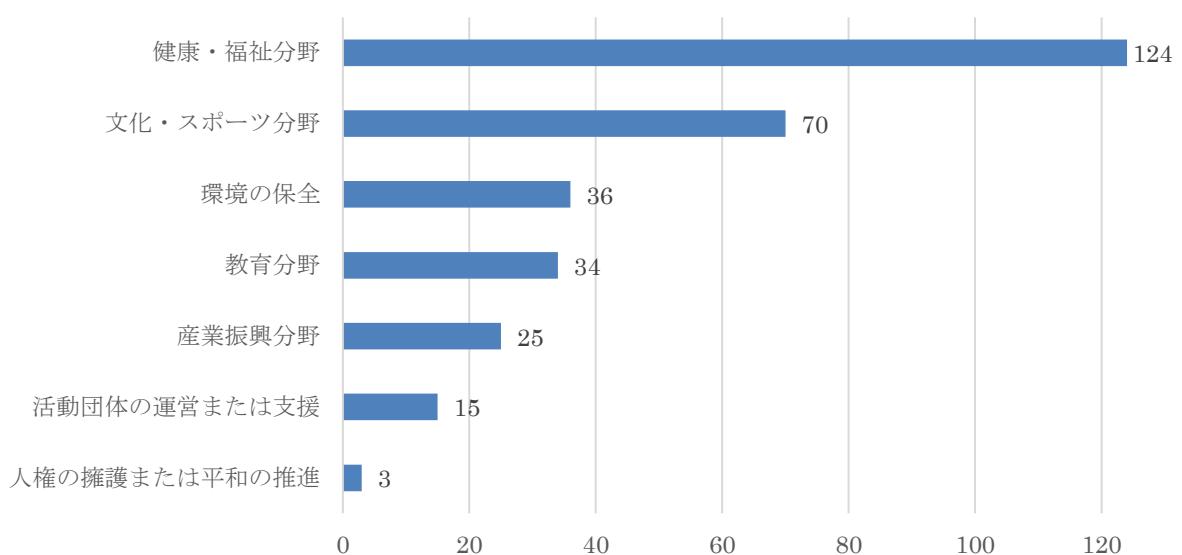
❸会員募集状況(回答数:289 団体)

8割の団体が新規会員を歓迎しており、多くの団体が活動の活性化や継続を目指していることを示しています。新しいメンバーが加わることで、団体内のコミュニケーションが活性化し、地域社会全体のつながりが深まることが期待されます。



❹特に中心的な活動分野(回答数:307 団体)

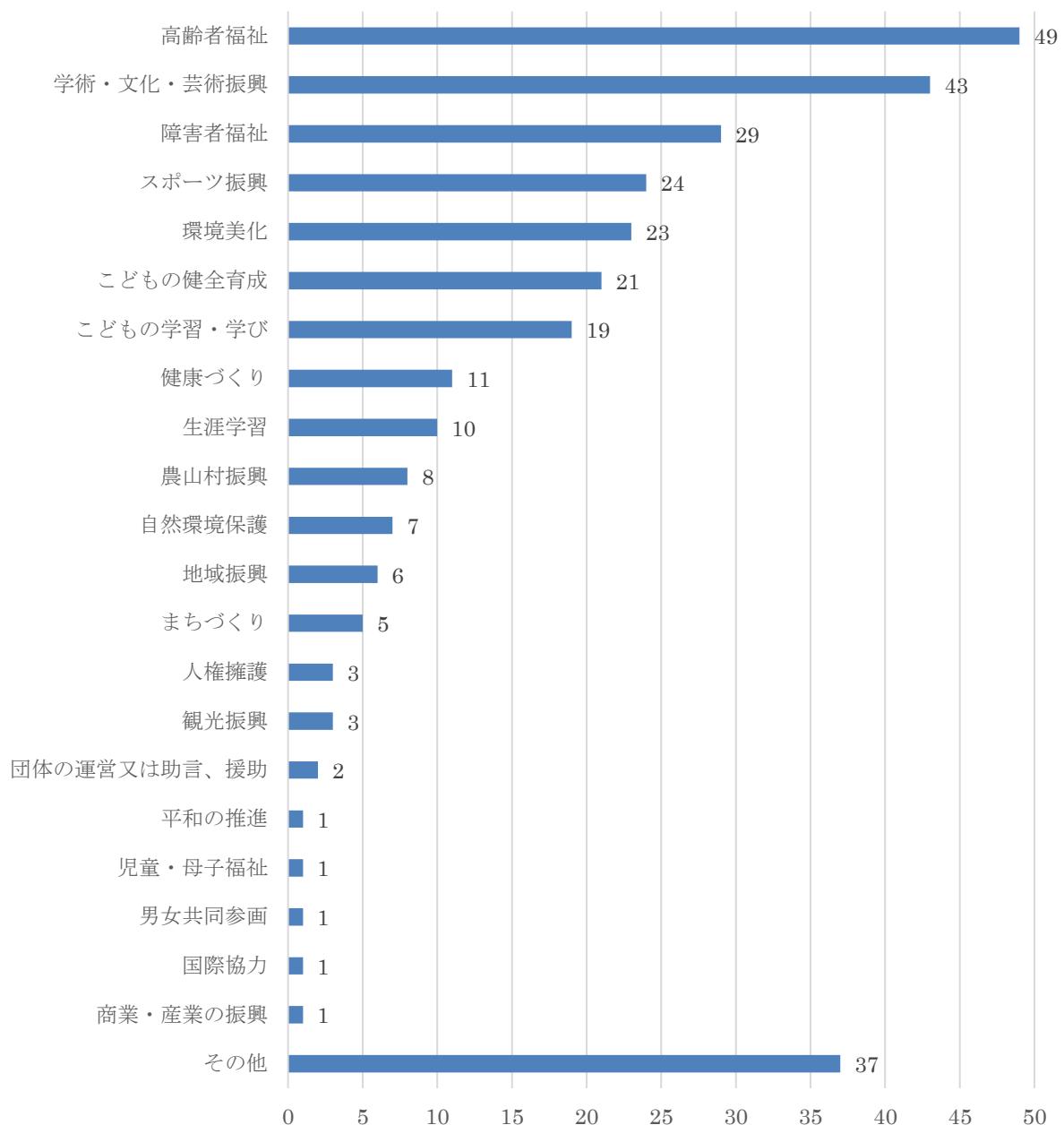
「健康・福祉分野」が 124 団体(約 40%)と最も多い、次いで「文化・スポーツ分野」が 70 団体(約 23%)となっています。活動分野をさらに細分化した活動内容については、次の「❺特に中心的な活動内容」をご覧ください。



⑦特に中心的な活動内容(回答数:304 団体／複数回答有)

「高齢者福祉」と「障害者福祉」と「児童、母子福祉」を合わせると 79 団体となり、福祉に対するニーズの高さが伺えます。次いで、「学術・文化・芸術振興」が 43 団体で、地域の文化的発展にも力を入れていることがわかります。また、「子どもの健全育成」と「子どもの学習・学び」を合わせると、子どもに関する活動は 40 団体となり、子どもの育成支援も活発に行われています。

福祉、文化、子ども支援に加え、スポーツや美化活動など多様な分野で市民活動が展開されていることは、この地域の多様性を示すものと言えるでしょう。



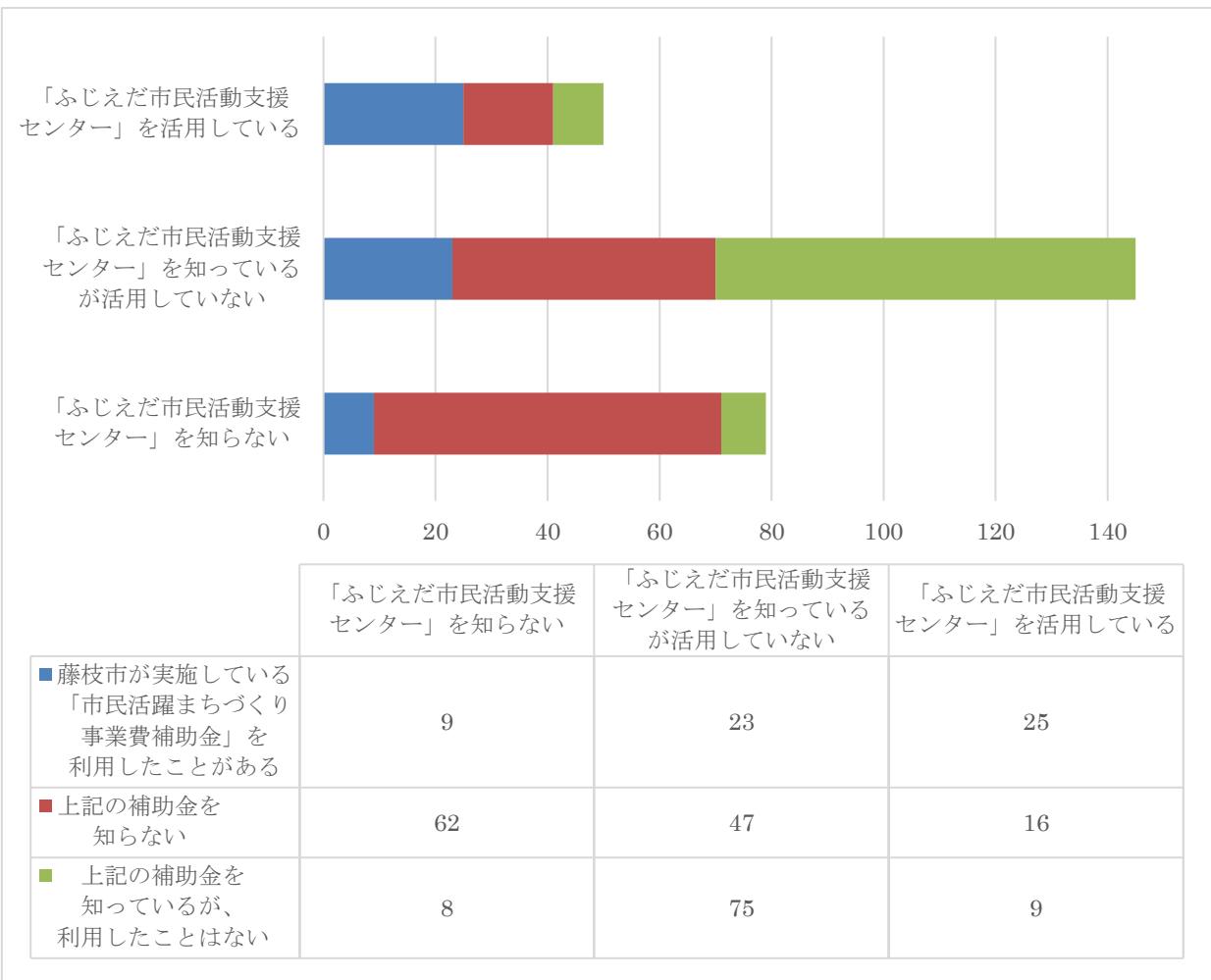
3 クロス集計

①ふじえだ市民活動支援センターと市民活躍まちづくり事業費補助金の認知度相関

市民活動支援センターと補助金の認知度の関連性を示しています。

(問5. 市民活動の活性化と地域コミュニティの拠点施設としての「ふじえだ市民活動支援センター（文化センター2階）」の認知度〇ページ×問7.藤枝市が実施している「市民活躍まちづくり事業費補助金」の認知度〇ページ)

「ふじえだ市民活動支援センター」について活用している団体は、「市民活躍まちづくり事業費補助金」を活用していることが示されています。一方で、「ふじえだ市民活動支援センター」の存在を知らず、補助金の存在も認識していない団体が 62 団体あることがわかりました。また、「ふじえだ市民活動支援センター」は知っているものの活用しておらず、補助金も利用したことがない団体は 75 団体に上ります。このことから、支援センターや補助金の情報を広く周知することは、互いの利用促進にもつながるということが明らかになっており、潜在的な利用者層の掘り起こしや、より多くの団体の活動支援につながる可能性があります。具体的には、「ふじえだ市民活動支援センター」と「市民活躍まちづくり事業費補助金」の連携を強化し、一方を利用する団体にはもう一方についても積極的に案内するような取り組みが求められます。

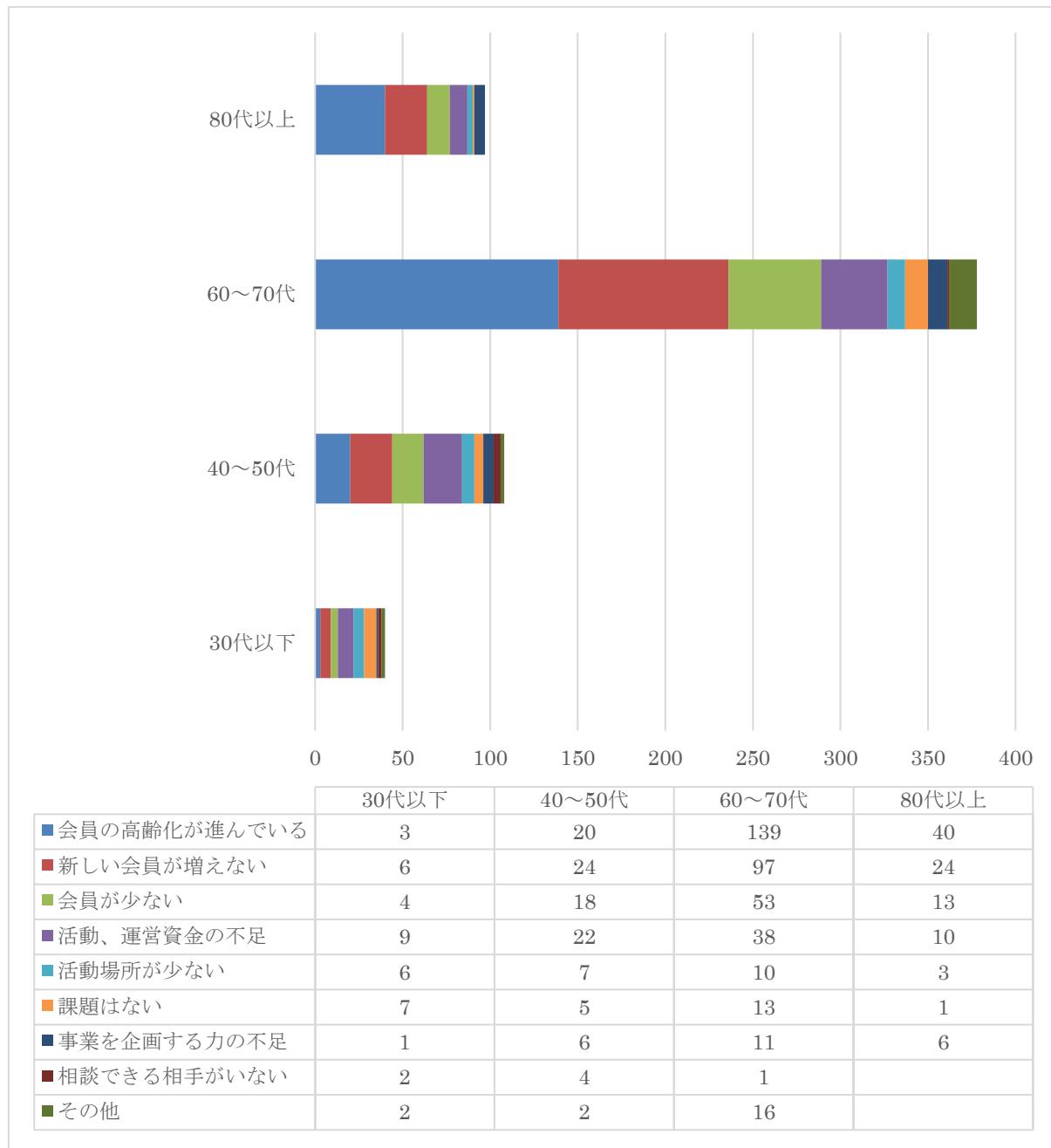


②年代別に見る団体の課題

会員の年代によって直面する課題に違いがあるかを分析し、世代特有の課題を示しています。

(4)最も多い構成会員の年代×問1.団体が抱えている課題)

30代以下の会員を多く占める団体では「活動場所が少ない」「活動、運営資金の不足」といった活動条件に関する課題の割合が他の年代より高い一方で、「課題はない」と答える団体も多いです。これに対して、高齢層を多く占める団体では「会員の高齢化」「新規会員の不足」という組織の持続性に関わる課題が増加しています。構成員の年齢層によって、直面する課題の種類や深刻度が異なり、それぞれの世代の課題が浮き彫りになっています。

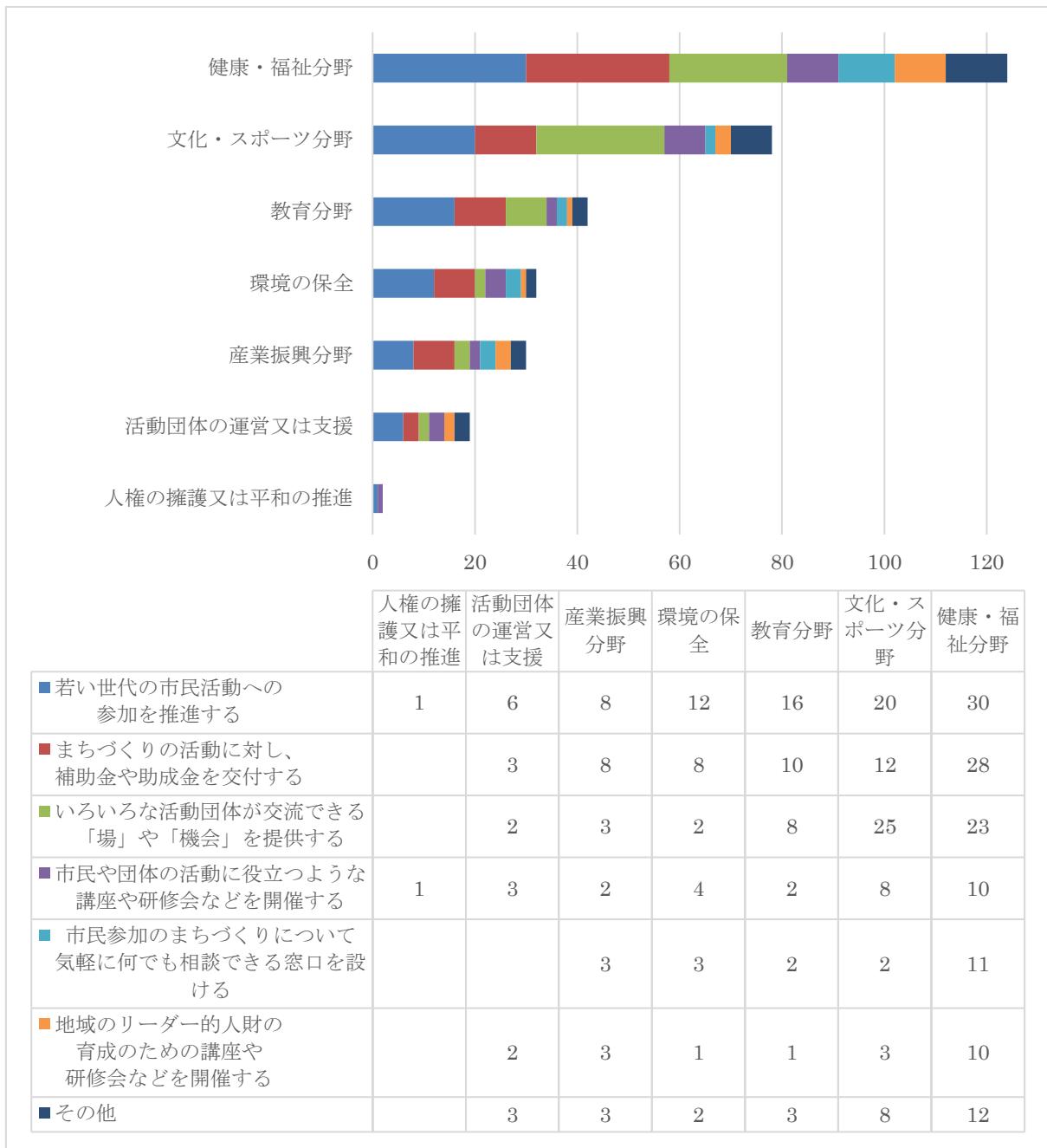


③活動分野別に求める行政支援ニーズ

各活動分野で求められる行政支援の違いを分析し、分野特有の支援ニーズを示しています。

(⑥特に中心的な活動分野×問3.課題解決のために行政として必要なこと)

全体的に「若い世代の市民活動への参加を推進する」の行政支援のニーズは高いです。特徴的な傾向として「まちづくりの活動に対する補助金や助成金の交付」の割合が最も高い分野は「健康・福祉分野」、「いろいろな活動団体が交流できる「場」や「機会」を提供する」の割合が高い分野は「文化・スポーツ分野」となります。それぞれの分野で求めている行政支援が異なっていることから、若い世代の参加促進と合わせて、ニーズに応じた支援を提供することが求められます。

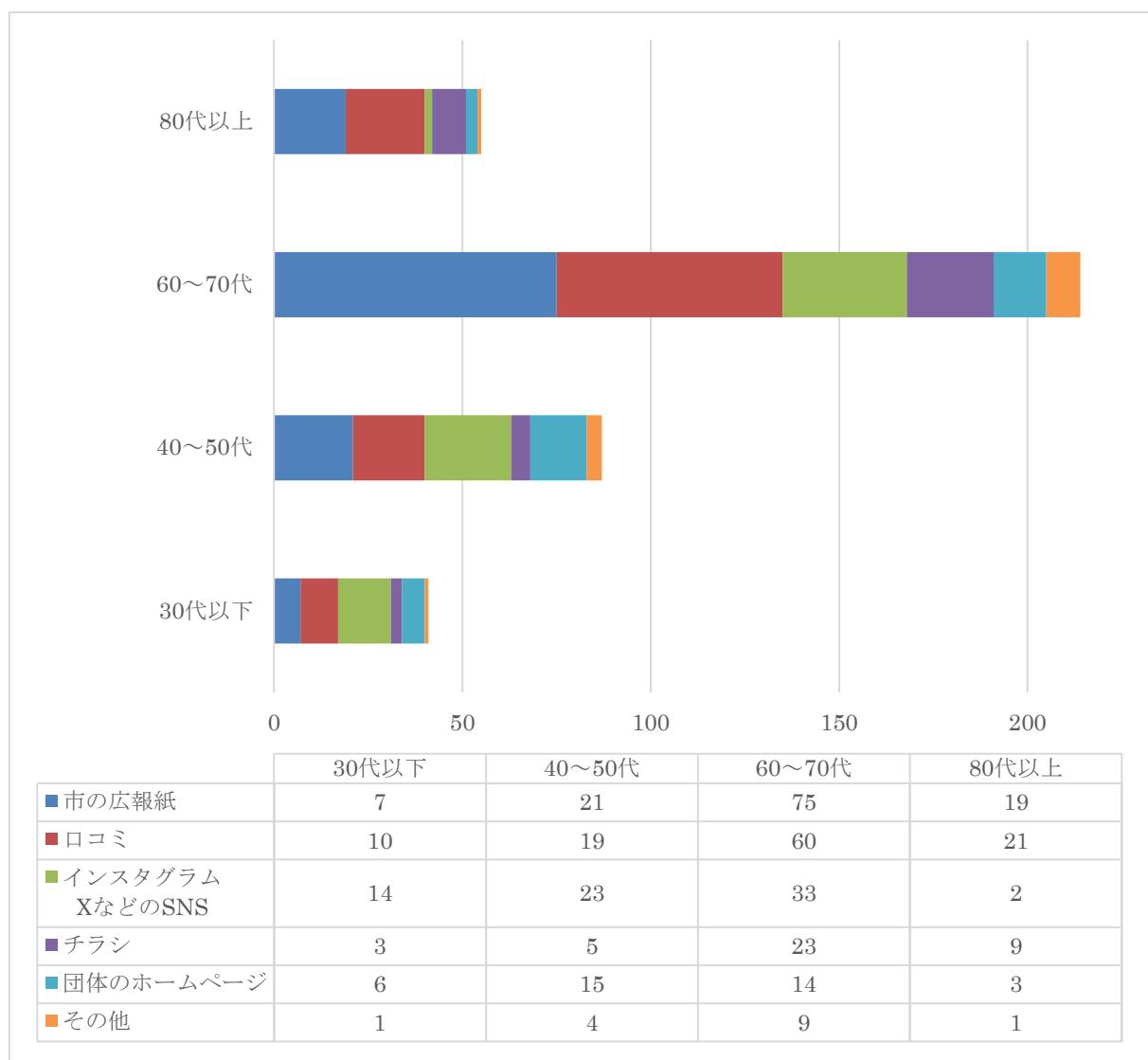


④会員年代別の効果的情報発信手段

会員の年齢層によって効果的な情報発信方法を分析し、年代別に適した方法を示しています。

(④)最も多い構成会員の年代×問4.情報発信の最も有効な情報発信)

60代以上の年齢層には「口コミ」や「市の広報紙」が重要視される傾向があり、「問4.情報発信の最も有効な情報発信」においても同様の結果が見られました。しかし、50代以下の年齢層に対しては「インスタグラム」や「X(旧 Twitter)」といったSNS、もしくは「団体のホームページ」が有効な情報発信ツールであることが分かります。これは、「③年代別に見る団体の課題」の「会員の高齢化」や「新規会員の不足」、「④活動分野別に求める行政支援ニーズ」の「若い世代の市民活動への参加を推進する」などの課題に対する改善案につながります。若い世代を取り込む際に、SNSやウェブ発信を活用しないことは情報到達の機会を逃すことになります。効果的な団体運営のためには、ターゲット世代の情報収集習慣を理解し、それに合わせた戦略的な情報発信が不可欠といえます。

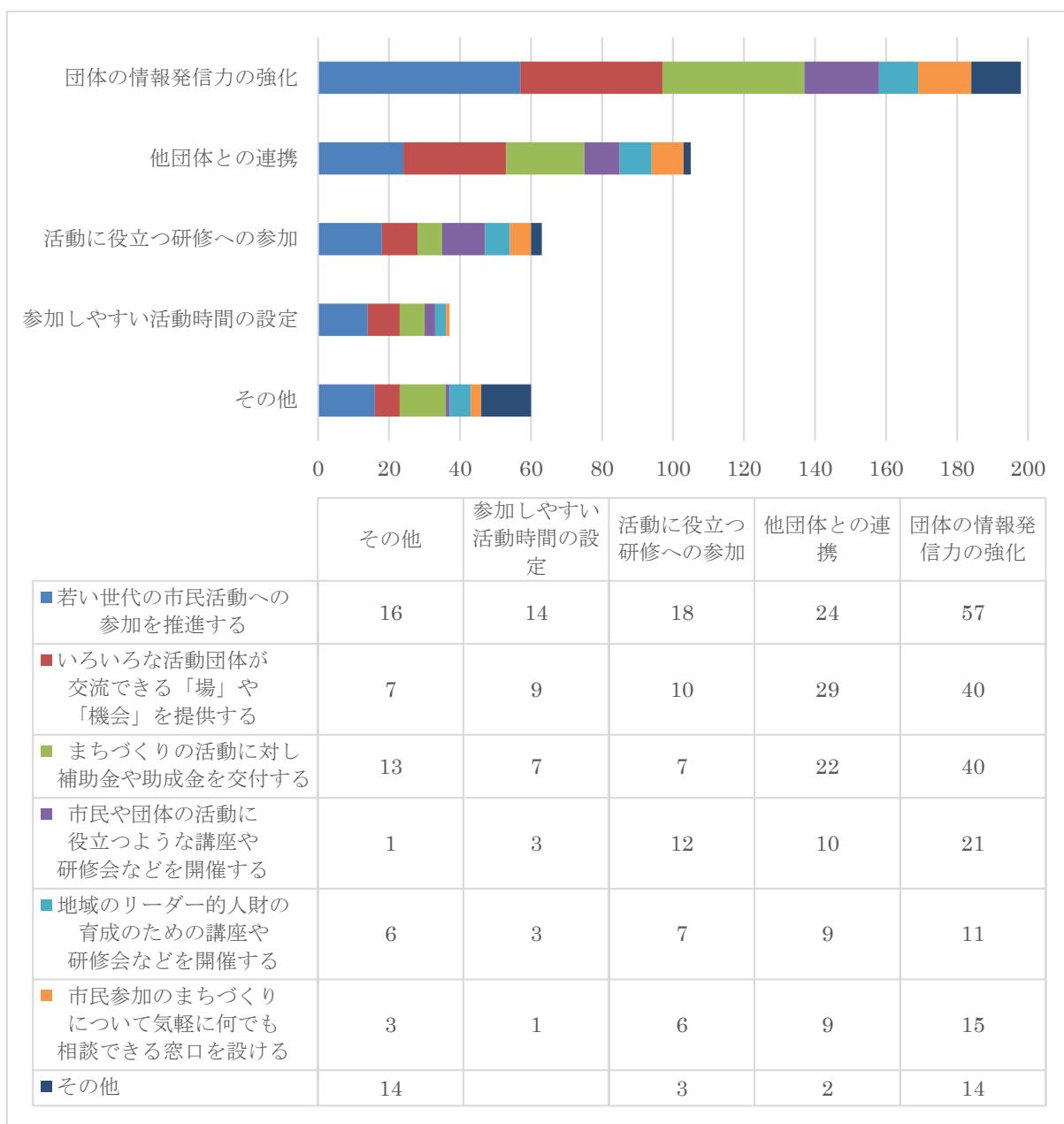


⑤課題解決に向けた団体と行政の相互役割

団体自身と行政に対してどのような役割を期待しているかを示しています。

(問2.課題解決のために団体として必要なこと×問3.課題解決のために行政として必要なこと)

多くの市民団体は、行政に対して「若い世代の市民活動への参加を推進する」ことを求めている一方、自らも「参加しやすい活動時間の設定」をすることで、若い世代の市民活動への参加を促進しようとしています。また、行政に「いろいろな活動団体が交流できる「場」や「機会」を提供することを求める同時に、団体自身は「他団体との連携」を重視しています。このように、団体は行政に支援を求めるだけでなく、自らも課題解決に向けて主体的に取り組む姿勢を示しています。行政と市民団体が協力し合うことで、地域の活性化や市民活動の推進を実現できると考えられます。



2 協働推進懇話会

(1) 協働推進懇話会名簿

NO	所 属 (役職)		氏 名
1	学識経験者	静岡産業大学情報学部 (教授)	(委員長) 小泉祐一郎
2	ボランティア連絡協議会 (会長)	藤枝市ボランティア連絡協議会 (会長)	(副委員長) 小池 操
3	ふじえだ市民活動支援 センター	特定非営利活動法人 藤枝市民活動サポートぴゅあ (理事)	飯塚 光晴
4	特定非営利活動法人	特定非営利活動法人 W.co まつぼっくり (理事長)	前田りつ子
5	特定非営利活動法人	特定非営利活動法人 JUNSHIN SPORTS CLUB (理事長)	渡邊 亜紀
6	市民活動団体	いっぽの会 (代表)	間島二美子
7	公募市民	特定非営利活動法人 藤枝市民活動サポートぴゅあ	小林 晃子
8	自治会連合会	藤枝市自治会連合会	富岡 良寛
9	藤枝商工会議所	株式会社 山田組 (代表取締役社長)	山田 幸保
10	藤枝市社会福祉協議会	事務局長	齊藤 宏和

(2) 協働推進懇話会設置要綱

(目的)

第1条 市民との協働の推進を目的とする藤枝市協働基本方針の策定及び促進のため、協働推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(事業)

第2条 懇話会は、市民との協働の推進に当たり、市民や市民活動団体等の情報の提供と提言を行う。

(委員)

第3条 懇話会は、委員12人以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) ふじえだ市民活動支援センター
- (2) 特定非営利活動法人
- (3) 市民活動団体
- (4) 自治会連合会
- (5) ボランティア連絡協議会
- (6) 藤枝商工会議所
- (7) 公募市民
- (8) 社会福祉協議会職員
- (9) 学識経験者
- (10) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2か年度とし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 懇話会に委員長及び副委員長を1人置き、委員の互選とする。

2 委員長は、懇話会を代表し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、必要に応じて市長が招集する。

2 委員長が必要と認めるときは、懇話会の会議に関係者の出席をもとめ、意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 懇話会の事務局は、市民協働部市民活動団体支援室に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定

める。

附 則

この要綱は、平成19年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月17日告示第44号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年9月24日告示第248号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和3年3月25日告示第68号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

3 計画策定組織

(1) 策定委員会名簿

所 属		役 職	氏 名
総務部	総務課	総務課長	村松 直樹
財政経営部	財政課	財政課長	杉村 好之
企画創生部	企画政策課	企画政策課長	江坂 祐哉
市民協働部	協働政策課 市民活動団体支援室	協働政策課長兼 市民活動支援室長	小山 佳世
スポーツ文化 観光部	観光交流政策課	観光交流政策課長	大久保 幸廣
健康福祉部	福祉政策課	福祉政策課長	杉村 友久
産業振興部	産業政策課	産業政策課長	水田 伸一
都市建設部	都市政策課	都市政策課長	大塚 一臣
環境水道部	環境政策課	環境政策課長	藪崎 公輔
教育部	教育政策課	教育政策課長	金原 雅之

4 ふじえだ市民活動支援センターの概要

ふじえだ市民活動支援センター

藤枝市文化センター2階の市民交流フロアにあり、市民活動やN P O法人設立等に関する相談業務、市民活動に関する情報の受発信、市民協働フォーラムや各種の講座・研修会の開催など、市民や市民活動団体を支援する「中間支援組織」としての役割を担っています。

利 用 案 内

ボランティア活動や市民活動（社会貢献活動）を行っている、又はこれから始める個人や団体が利用できます（ただし、営利目的、政治活動、宗教活動は除きます）。

利用登録をすることで様々なメリットがあります。

★開館日・時間（スタッフ駐在）：

月曜日～金曜日・9時30分～16時30分

★休館日：土曜日、日曜日、祝日、年末年始、お盆休み、文化センターの休館日

※休館日と時間外はスタッフ不在になりますが、登録団体に限り会議室・印刷室が事前予約で利用できます（文化センター休館日を除く）。

★施設案内：

- ・フリースペース／ミーティングなど誰でも自由に利用できます。また、市民活動団体の情報を見たり、掲示板による団体の活動紹介やPRもできます。
- ・会議室／会議や打合せ、準備作業の場所として利用できます。
- ・印刷室／印刷機や複写機（いずれも有料）が利用できます。
- ・ITコーナー／パソコン教室を開催しています。

利 用 料 金

★登録料：1,000円

★年会費：1,200円

※年度途中での登録は100円/月で計算

★複写機：印刷機利用料金は登録団体・非登録団体で異なります。

= 案 内 図 =

